

# 官報 号外

昭和四十八年九月二十六日

○第七十一回 参議院会議録追録(その一)

国二回

[第二十九号参照]

審査報告書  
国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律案は、全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年七月十二日

大蔵委員長 藤田 正明

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会的要請に応じ、国有財産の無償貸付け及び減額譲渡等をすることができる場合を追加するほか、国有財産の有効利用並びに管理処分の適正化及び合理化を図るため、行政財産について特別の場合には私権を設定することができるところとともに、特定の普通財産についての処理の特例を設ける等所要の規定の整備を行なうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

一、政府は、国有財産の管理及び処分については、その適正を期するため、一般会計及び特別会計を通じ、これを統一的に行なうよう努める

べきである。  
二、政府は、地域の再開発、住民福祉の向上等に資するため、公用・公共用地の確保について十分配慮するとともに、私企業等に対する処分については、一層厳正を期すべきである。

右決議する。

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、本年三月一日付の人事院の意見の申出を実施するため、通勤による災害を受けた職員およびその遺族に対し、公務上の災害に準じた補償を行なうとともに、葬祭補償の額を通常葬祭に要する費用を考慮した額とし、その額は人事院規則で定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATTA条約)の実施に伴う通関条約(ATTA条約)の実施に伴う通関税法等の特例に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年七月十二日

大蔵委員長 藤田 正明

参議院議長 河野 謙三殿

一、費用  
既定経費の範囲内で賄う。

附帯決議

政府は、次の事項についてすみやかに検討の上善処すべきである。

一、通勤途上の災害は、通勤と公務との密接な関連性等にかんがみ、公務上の災害とするよう検討すること。

一、公務災害による年金の増額については、通常の定期昇給分を加味しうるよう検討すること。  
一、民間企業における業務上の死亡等に対する法定外給付の実情にかんがみ、公務員の場合においてもその均衡を考慮して適切な措置を講ずること。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

國家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年七月十二日

参議院議長 河野 謙三殿  
内閣委員長 高田 浩運

審査報告書

教育職員免許法等の一部を改正する法律案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年七月十二日

参議院議長 河野 謙三殿  
文教委員長 永野 鎮雄

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、広く人材を求める教員の確保を図るため、新たに教員資格認定試験制度を設けるとともに、高等学校の教員の免許状の種類を増加する等の措置を講じようとするものであり、おおむね、妥当な措置と認める。

一、委員会の決定の理由  
本法施行に要する経費として、昭和四十八年度一般会計予算に約三千二百万円が計上されている。

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年八月二十三日

地方行政委員長 久次米健太郎

審査報告書

本法律案は、地方公共団体等の土地需要に即応し、かつ地域の秩序ある整備を推進するため、土地の先買いに関する制度の対象区域を都市計画区域に拡大するとともに、土地開発公社の業務の範囲を拡充する等所要の措置を講じよ

り決議する。

うとするものであつて、妥当なものと認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、地方公務員共済組合の年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるとともに、地方団体関係団体職員共済組合が支給する年金の額を地方公務員共済組合が支給する年金の額の改定措置に準じて改定するほか、遺族年金の受給資格の緩和、退職年金等の最低保障額の引上げ等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認められる。

一、委員会の決定の理由  
本法施行のため、別に費用を要しない。

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、最近における通勤災害の発生状況及び通勤と公務との間の密接な関連性等にかかるものが、通勤災害を受けた職員及びその家族に對し、公務上の災害に準じた補償を行なう等の

うとするものであつて、妥当なものと認める。  
なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

中小売商業振興法案  
審査報告書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年八月三十日

参議院議長 河野 謙三殿  
商工委員長 佐田 一郎

一、通勤途上の災害は、通勤と公務との密接な関連性等にかんがみ、公務上の災害とするよう検討すること。

二、通勤の範囲を定める運用基準の決定にあたっては、公正を図り、職員が不利益な取扱いを受けることのないよう、関係組合の意見をきく等十分な配慮を行なうこと。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

政府は、公有地の拡大を積極的に推進するため、次の諸点について善処すべきである。  
一、地方公共団体および土地開発公社が積極的に公有地の先行取得を行なうようにするため、公営企業金融公庫の貸付枠の拡大をはじめとして、十分な資金の確保に努めること。

二、地方公共団体等に土地を譲渡した者にかかる譲渡所得税について、土地収用の場合に準ずる軽減措置を検討すること。

右決議する。

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、商店街の整備、店舗の共同化等の事業の実施を円滑にし、中小売商業者の經營の近代化を促進すること等により、中小売商業振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

三、公務災害による年金の増額については、通常の定期昇給分を加味しうるよう検討すること。

四、一般公務員が、とくに危険な業務の遂行にあつた場合の補償についても検討すること。

五、民間企業における業務上の死亡等に対する法定外給付の実情にかんがみ、公務員の場合においてもその均衡を考慮して適切な措置を講ずること。

六、遺族補償等公務災害補償の給付内容の改善について検討すること。

右決議する。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年八月三十日

商工委員長 佐田 一郎  
参議院議長 河野 謙三殿

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、日本硫安輸出株式会社に対する硫安生産業者の輸出硫安充掛金のうち取立不能見込額について、商法の特例措置として輸出硫安繰延損失の償却を認めた輸出硫安充掛金経理臨時措置法が、昭和四十八年六月二十日までに廃止するものとされているため、同法を廃止しようとするものであつて、妥当な措置と認め

る。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年八月三十日

地方行政委員長 久次米健太郎  
参議院議長 河野 謙三殿

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、最近における通勤災害の発生状況及び通勤と公務との間の密接な関連性等にかかるものが、通勤災害を受けた職員及びその家族に對し、公務上の災害に準じた補償を行なう等の

措置を講じようとするもので、妥当な措置と認める。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年八月三十日

地方行政委員長 久次米健太郎  
参議院議長 河野 謙三殿

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、最近における通勤災害の発生状況及び通勤と公務との間の密接な関連性等にかかるものが、通勤災害を受けた職員及びその家族に對し、公務上の災害に準じた補償を行なう等の

措置を講じようとするもので、妥当な措置と認める。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年八月三十日

地方行政委員長 久次米健太郎  
参議院議長 河野 謙三殿

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、日本硫安輸出株式会社に対する硫安生産業者の輸出硫安充掛金のうち取立不能見込額について、商法の特例措置として輸出硫安繰延損失の償却を認めた輸出硫安充掛金経理臨時措置法が、昭和四十八年六月二十日までに廃止するものとされているため、同法を廃止しようとするものであつて、妥当な措置と認め

る。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年八月三十日

地方行政委員長 久次米健太郎  
参議院議長 河野 謙三殿

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、最近における通勤災害の発生状況及び通勤と公務との間の密接な関連性等にかかるものが、通勤災害を受けた職員及びその家族に對し、公務上の災害に準じた補償を行なう等の

措置を講じようとするもので、妥当な措置と認める。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年八月三十日

地方行政委員長 久次米健太郎  
参議院議長 河野 謙三殿

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、日本硫安輸出株式会社に対する硫安生産業者の輸出硫安充掛金のうち取立不能見込額について、商法の特例措置として輸出硫安繰延損失の償却を認めた輸出硫安充掛金経理臨時措置法が、昭和四十八年六月二十日までに廃止するものとされているため、同法を廃止しようとするものであつて、妥当な措置と認め

る。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年八月三十日

地方行政委員長 久次米健太郎  
参議院議長 河野 謙三殿

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、日本硫安輸出株式会社に対する硫安生産業者の輸出硫安充掛金のうち取立不能見込額について、商法の特例措置として輸出硫安繰延損失の償却を認めた輸出硫安充掛金経理臨時措置法が、昭和四十八年六月二十日までに廃止するものとされているため、同法を廃止しようとするものであつて、妥当な措置と認め

る。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年八月三十日

地方行政委員長 久次米健太郎  
参議院議長 河野 謙三殿

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、日本硫安輸出株式会社に対する硫安生産業者の輸出硫安充掛金のうち取立不能見込額について、商法の特例措置として輸出硫安繰延損失の償却を認めた輸出硫安充掛金経理臨時措置法が、昭和四十八年六月二十日までに廃止するものとされているため、同法を廃止しようとするものであつて、妥当な措置と認め

る。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年八月三十日

地方行政委員長 久次米健太郎  
参議院議長 河野 謙三殿

とともに、長期給付のみを行なう共済組合についてはその福祉事業の範囲を拡大するよう必要な措置を講ずること。

七、共済組合の運営審議会等において組合員の意向がさらに反映されるよう努めること。

八、土地開発公社等の職員についても団体共済組合制度を適用すること。

右決議する。

#### 審査報告書

国会職員法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年八月三十一日

議院運営委員長 植木 光教  
参議院議長 河野 謙三殿

#### 要領書

##### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、国会職員及び国會議員の秘書並びにこれらの者の遺族が、従来の公務上の災害に対する補償等に加えて通勤による災害に対しても補償等を受けることとするものであつて、妥当な措置と認める。

既定経費の範囲内で賄う。

#### 〔第三十三号参照〕

#### 審査報告書

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年九月十三日

参議院議長 河野 謙三殿  
農林水産委員長 亀井 善彰

#### 三、既裁定年金について

に對応したスライドの制度化を図り、旧法年金

#### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、農林漁業団体職員共済組合からの給付について、他の共済組合制度に準じて、遺族年金の受給資格要件の緩和、退職年金等の最低保障額及び標準給与の上下限の引上げ並びに既裁定年金の額の改定を行なう等、所要の改正を行なおうとするものであり、また、衆議院において最低保障額等の引上げに關し修正が加えられており、妥当な措置と認める。

#### 二、費用

本法施行に必要な費用は、昭和四十八年度一般会計予算に計上されている農林漁業団体職員共済組合費補助に必要な経費約二十四億五千百万円のうちから支出される。

#### 三、費用

農林漁業団体職員の年金給付額は低位にある実情にかんがみ、政府はその労働条件等の改善を適切に指導するとともに、特に、厚生年金制度および他の共済制度との関連を考慮し、本年金制度の給付内容の充実と健全な年金財政の確立に資するよう、左記事項をすみやかに検討し、その達成を期すべきである。

#### 四、費用

既定経費の範囲内で賄う。

#### 記

〔第三十三号参照〕

#### 審査報告書

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年九月十三日

参議院議長 河野 謙三殿  
農林水産委員長 亀井 善彰

#### 三、既裁定年金について

に對応したスライドの制度化を図り、旧法年金

の最低保障額を新法年金の水準との均衡等を考慮して是正すること。

#### 右決議する。

#### 審査報告書

公有水面埋立法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年九月十三日

参議院議長 河野 謙三殿  
建設委員長 野々山一三

#### 要領書

##### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、公有水面の適正な埋立て、埋立地の利害関係者の意見を反映させる措置を講ずるとともに、免許基準の明確化、埋立地の処分及び利用の規制等を行なおうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

##### 二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

#### 附帯決議

政府は、本法の施行に関し、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

##### 一、公有水面の埋立て及び埋立地の利用により、公害の発生等の深刻な社会問題を生じている近時の状況にかんがみ、環境の保全、国土の適正な利用及び所有権の帰属等について、公有水面埋立法を抜本的に検討し、早急に所要の法整備を行なうこと。

#### 記

〔第三十三号参照〕

#### 審査報告書

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

昭和四十八年九月十三日

参議院議長 河野 謙三殿  
農林水産委員長 亀井 善彰

#### 三、既裁定年金について

に對応したスライドの制度化を図り、旧法年金

については、埋立地の適正な利用を確保するための貸貸方式について検討すること。

四、埋立地の利用については、良好な環境整備のため、建ぺい率の強化、公園、緑地、道路等によるオーブンスペースの確保について適正な基準を設けるよう検討すること。

五、埋立の免許または認可にあたつては、埋立て及び埋立地の利用が環境に及ぼす影響について必要な調査を行なうとともに、関係地方公共団体及び漁業権者、その他地域住民等の利害関係者を有する者の意見が十分反映されるよう配慮すること。

六、環境保全に關し免許基準を運用するにあたつては、自然資源の保護についても配慮するところに、これらの基準の具体化及び明確化に努めること。

七、都道府県知事等は、公正な立場から損失の償等の裁定を行なうとともに、埋立てにより生活の基盤を失なう漁業権者及び関係住民等に対しては、職業のあつせん等生活再建のための措置が講じられるよう配慮すること。

八、埋立の認可にあたつては、環境庁長官の意見を十分尊重すること。

右決議する。

#### 要領書

##### 一、委員会の決定の理由

工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

#### 附帯決議

政府は、本法の施行に関し、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

##### 一、公有水面の埋立て及び埋立地の利用により、公害の発生等の深刻な社会問題を生じている近時の状況にかんがみ、環境の保全、国土の適正な利用及び所有権の帰属等について、公有水面埋立法を抜本的に検討し、早急に所要の法整備を行なうこと。

#### 記

〔第三十三号参照〕

#### 審査報告書

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

昭和四十八年九月十三日

参議院議長 河野 謙三殿  
農林水産委員長 亀井 善彰

#### 三、既裁定年金について

に對応したスライドの制度化を図り、旧法年金

##### 四、工場立地の利用について

本法律案は、工場立地が環境の保全を図りつつ、適正に行なわれるようするため、工場立地の利用を図るため、総合的な海域の管理制度を確立すること。

地に伴う公害の防止に関する調査を実施するとともに、工場内の生産施設、緑地等の面積の割合及びこれらの施設の配置に関する事項につき工場立地に関する準則を公表し、あわせてこれらに基づく勧告、命令等を行なおうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

### 一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十八年度一般会計において、三億七千七百六十九万三千円が計上されている。

#### 附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の諸事項の実現につき努力すべきである。

一、環境問題の改善に資するため、産業構造を資源・省エネルギー型の産業構造に早急に改めるとともに、これにそつた工場立地政策を進めること。

一、公害発生源となるような工場の立地にあたっては、とくに環境の保全を全うするような本法の厳正な運用を期するなど諸般の施策の強化を図ること。

一、工場立地に伴う公害の防止に関する調査の完成を期するため、調査手段の改善、調査体制の充実等を図ること。

一、地域社会の福祉向上に資するため、立地企業にレクリエーション施設等福利厚生施設を進んで地域住民に利用させるよう指導すること。

一、コンビナートの立地条件等について再検討するとともに、保安距離の拡大、保安管理の強化等抜本的な防災体制を確立すること。

右決議する。

審査報告書  
大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年九月十三日

参議院議長 河野 謙三殿 商工委員長 佐田 一郎

附帯決議

#### 要領書

### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における小売業に関する諸情勢の変化にかんがみ、現行の百貨店法を廃止し、消費者の利益に配慮しつつ、中小小売業の事業活動の機会を適正に確保するため、大規模小売店舗における小売業の事業の活動を調整しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

### 一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

#### 審査報告書

雇用対策法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年九月十三日

参議院議長 河野 謙三殿 社会労働委員長 大橋 和孝

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について努力すること。

一、定年の引上げがすみやかにひろく実現されることその他関係者に対する積極的な指導援助を行なうこと。

一、定年到達者の再就職援助計画の作成及び再就職援助担当者の業務については、定年に達する労働者及び関係労働組合と協議し、その意向を尊重して行なわれるよう配慮すること。

一、定年到達者に限らず、広く高年齢労働者の職業の安定のため、職業訓練の充実、職業紹介の体制の整備等の措置を講ずること。

一、失業保険制度の抜本的改善について早期に検討を行ない、その際、福祉施設のあり方についても明確にすることとともに、雇用対策に関する一般会計予算の充実に努めること。

一、心身障害者の雇用を促進するため、雇用率の実効性の確保、雇用促進のための援助策の充実等に努めること。

一、心身障害者を多数雇用する事業所に対して、官公需についての受注の機会が確保されるよう努めること。

一、移転就職者用宿舎については、入居期間の延長及び間取りの改善を図り、実際に即した運営に努めること。

右決議する。

審査報告書  
労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。本法施行のため、特に費用を要しない。

昭和四十八年九月十三日

参議院議長 河野 謙三殿 大橋 和孝

附帯決議

#### 要領書

### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における通勤災害の発生状況及び通勤と業務との密接な関係にかんがみ、通勤災害を被つた労働者及びその遺族に対し、労働者災害補償保険によつて業務災害の場合に準じた保険給付等を行なおうとするもので、妥当な措置と認める。

### 一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十八年度労働保険特別会計予算に百十三億一千百三十七万二千円が計上されている。

#### 附帯決議

政府は、被災労働者及びその遺族の福祉の増進を図るため、次の事項についてすみやかに所要の措置を講ずべきである。

一、通勤と業務との密接な関連性等にかんがみ、通勤災害を業務上の災害とするよう検討すること。

一、通勤災害保護制度を特別加入者へも適用することについて、すみやかに検討すること。

一、労災保険の全面適用を早急に実現すること。

一、労災保険の給付改善については、すみやかに必要な措置を講ずること。

一、被災労働者の社会復帰を一層促進するため、リハビリテーション諸措置を充実すること。

一、通勤災害保護制度の円滑な実施、災害の予防及び職業病の発生防止を図る等のため、関係職員の大額増員に努めること。

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

## 審査報告書

船員保険法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年九月十三日

社会労働委員長 大橋 和孝  
参議院議長 河野 謙三殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、船員保険の被保険者の福祉の向上を図るため、通勤災害に関する保険給付を職務上の災害に関する保険給付に準ずる内容のもとしようとするもので、妥当な措置と認める。

## 一、費用

本法施行に要する経費として、昭和四十八年度船員保険特別会計に通勤災害に関する保険給付費として三百九十二万四千円、職務上傷病手当金に関する疾病保険給付費として九百五万六千円が計上されている。

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業基本法の制定後における企業規模拡大その他の経済情勢の変化にかんがみ、中小企業基本法等中小企業関係の十八法律に規定する中小企業者の範囲を実情に即して改定する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

## 一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書  
航空事故調査委員会設置法案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年九月十八日

参議院議長 河野 謙三殿  
農林水産委員長代理 理事 初村瀧一郎

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、通行税の非課税とされる鉄道等の寝台料金の範囲等について所要の規定の整備を図らうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

## 一、費用

本法律案は、水銀等による水産動植物の汚染問題によつて損失を受けた漁業者、水産加工業者、水

## 審査報告書

本法施行のため、別に費用を要しない。

中小企業者の範囲の改定等のための中小企業基本法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年九月十八日

参議院議長 河野 謙三殿  
商工委員長 佐田 一郎

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業基本法の制定後における企業規模拡大その他の経済情勢の変化にかんがみ、中小企業基本法等中小企業関係の十八法律に規定する中小企業者の範囲を実情に即して改定する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

## 一、費用

本法施行に要する経費は、昭和四十八年度において約六億円の見込みである。

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、中小企業基本法の制定後における企業規模拡大その他の経済情勢の変化にかんがみ、中小企業基本法等中小企業関係の十八法律に規定する中小企業者の範囲を実情に即して改定する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

## 一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

## 附帯決議

水銀、P.C.B.等による汚染問題が、国民の魚介類に対する不安、不信を惹起し、その結果、漁業者等を困窮におとしいれている実情にかんがみ、政府は、すみやかに、左記事項を考慮し、必要な立法措置等をとることによつて、公害による漁業被害に対する基本対策を確立するとともに、本法の円滑なる運用を期すべきである。

## 記

## 三、まぐろ漁業者等に対する融資措置について

本法の適用を受けないまぐろ漁業者、はまち養殖漁業者等については、政府および地方公共団体が利子補給を行ない低利融資を受けることができるよう措置すること。

右決議する。

## (一)

特定地域以外の指定区域における被害漁業者等に対する融資の円滑を期するため、地方公共団体に対し、特段の指導をするとともに、その財政負担に対する財源措置等についても十分配慮すること。

## (二)

今後申請を予想される小型まき網漁業等のうち、被害額が政令基準に合致する被害漁業者その他被害漁業従事者の救済について配慮するとともに、これら被害漁業者がその必要とする経営資金を十分確保できるよう検討すること。

## (三)

なお、被害関連業者等の融資についても、物価変動等経済情勢の変化を十分考慮すること。

右決議する。

## 要領書

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年九月十八日

参議院議長 河野 謙三殿  
運輸委員長 長田 裕二

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、通行税の非課税とされる鉄道等の寝台料金の範囲等について所要の規定の整備を図らうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

## 一、費用

本法律案は、水銀等による水産物の汚染問題によつて損失を受けた漁業者、水産加工業者、水

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、航空事故の原因を究明するための調査を行なわせるため、運輸省に航空事故調査委員会を設置しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

## 一、費用

本法律施行に要する経費は、約四千百万円で

あつて、昭和四十八年度一般会計予算に計上さ  
れてる。

審査報告書

日本放送協会昭和四十五年度財産目録、貸借

明書

対照表及び損益計算書並びにこれに關する説  
右は全会一致をもつて是認すべきものと議決し  
た。よつて要領書を添えて報告する。

審査報告書

日本放送協会昭和四十五年度財産目録、貸借

明書

対照表及び損益計算書並びにこれに關する説  
右は全会一致をもつて是認すべきものと議決し  
た。よつて要領書を添えて報告する。

審査報告書

日本放送協会昭和四十五年度財産目録、貸借

明書

対照表及び損益計算書並びにこれに關する説  
右は全会一致をもつて是認すべきものと議決し  
た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年九月十八日 遠信委員長 茜ヶ久保重光

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき國会に提出されたものであり、昭和四十五年度の決算額は次の通りである。

資産総額	一千二百一億四千万円(前年度比)	七十六億六千万円増)
負債総額	四百四億六千五百万円(前年度比)	三十億五千三百万円増)
資本総額	七百九十六億七千五百万円(前年度比)	四十六億八百万円増)
事業収入	九百二十億六千二百万円(前年度比)	七十二億六千三百万円増)
事業支出	九百五億四千八百万円(前年度比)	七十三億七千四百万円増)
資本支出充当	十二億八千九百万円(前年度比)	二千三百萬円減)
当期剰余金	二億二千五百万円(前年度比)	八千八百万円減)

本件について、収支予算、事業計画等が適正かつ効率的に執行されたかどうか、さらに日本放送協会の運営全般につき慎重に審査を行なつた結果、これを是認すべきものと認めた。

[第四十号参照]

審査報告書

本件について、收支予算、事業計画等が適正かつ効率的に執行されたかどうか、さらに日本放送協会の運営全般につき慎重に審査を行なつた結果、これを是認すべきものと認めた。

〔第四十号参照〕

審査報告書

一、委員会の決定の理由

本件について、收支予算、事業計画等が適正かつ効率的に執行されたかどうか、さらに日本放送協会の運営全般につき慎重に審査を行なつた結果、これを是認すべきものと認めた。

本件について、收支予算、事業計画等が適正かつ効率的に執行されたかどうか、さらに日本放送協会の運営全般につき慎重に審査を行なつた結果、これを是認すべきものと認めた。

〔第四十号参照〕

審査報告書

一、委員会の決定の理由

本件について、收支予算、事業計画等が適正かつ効率的に執行されたかどうか、さらに日本放送協会の運営全般につき慎重に審査を行なつた結果、これを是認すべきものと認めた。

要領書

審査報告書

昭和四十八年九月二十六日 参議院会議録追録(その一) 審査報告書(第四十号参照)

審査報告書
動物の保護及び管理に関する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
昭和四十八年九月二十六日
参議院議長 河野 謙三殿 内閣委員長 高田 浩運 要領書
一、委員会の決定の理由
<p>本法律案は、国民の間に動物愛護の氣風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するため、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の保護に関する事項を定めるとともに、動物による人の生命、身体及び財産の侵害を防止するための動物の管理に関する事項を定めようとするものであり、妥当な措置と認める。</p>
一、費用
<p>本法律施行に要する経費は、約二百万円である。</p>
審査報告書
<p>裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案</p>
<p>右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。</p>
昭和四十八年九月二十六日
参議院議長 河野 謙三殿 法務委員長 原田 立 要領書
一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般的の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬等を改定しようとするもので、妥当な措置と認める。

動物の保護及び管理に関する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

た。よつて要領書を添えて報告する。  
昭和四十八年九月二十六日

要領書

官 報 (号 外)

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、国民の間に動物愛護の風氣を招來し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するため、動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の保護に関する事項を定めるとともに、動物による人の生命、身体及び財産の侵害を防止するための動物の管理に関する事項を定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

審査報告書  
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。  
昭和四十八年九月二十六日

法務委員長 原田立  
司計 兼三

一、費用　本法律案は、一般的の政府職員の給与改定によるもので、妥当な措置と認める。

万円である。

二、審査報告書　検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年九月二十六日

法務委員長　原田　立  
参議院議長　河野　謙三殿

三、要領書　審査報告書

一、委員会の決定の理由　本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給等を改定しようとするもので、妥当な措置と認める。

二、費用　本法施行に要する経費は、約十一億六千三百万円である。

四、審査報告書　審査報告書

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年九月二十六日

参議院議長　河野　謙三殿

五、要領書　審査報告書

一、委員会の決定の理由　本法律案は、今回の政府職員の住居手当の額

の改定に準じ、国会議員の秘書の住居手当についても、月額四千円をこえる家賃、間代等を支払っている場合には、最高五千円を限度として支給することとし、これに伴う所要の経過措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

右の通り審査決定した。よつて報告する。  
する禁制の強化に関する請願  
第二一三三号 交通戦争早期解決に関する請願

交通安全対策特別委員長 西村 関一  
参議院議長 河野 謙三殿

審査報告書（大蔵委員会第一号）

一、内閣に送付するを要するもの

号、第一九四号、第一九五号、第一九六号  
第一九七号、第一九八号、第一九九号 付加

第一八四号、第一八五号、第一八六号、第一

号、第一九二号、第二一六号、第二一七号、  
第二八号、第三一九号、第三三〇号、第三

二号、第二三三号、第三三三号、第三三四号、第二三五号、第二三六号、第二三七号、

三一號、第二三二號、第二三三號、第二三四號、第二三五號、第二三六號、第二三七號、

第三三八号、第三三九号、第二四〇号、第三

第一四八号、第一四九号、第一五〇号、第一

五  
一  
号  
第  
二  
五  
二  
号  
第  
二  
五  
三  
号  
付  
加  
税  
税  
の  
新  
設  
反  
対  
に  
関  
す  
る  
請  
願

**第二〇二号** 勤労者の所得税ならびに住民税の課税最低限の引上げ等に関する請願

の語和最便附の序に等しい關於該原

昭和四十八年九月二十六日 参議院会議録追録(その一) 番查報告書(第四十号参照)

七九一号、第七九二号、第七九三号、第七九四号、第七九五号、第七九六号、第七九七号、第七九八号、第七九九号、第八〇〇号、第八〇一号、第八〇二号、第八〇三号、第八〇四号、  
第八〇五号、第八二七号、第八二八号、第八三六号、第八三七号、第八六九号、第八七〇号、第八七九号、第八八〇号、第八八一号、  
第八八二号、第九〇一号、第一一八号、第一一九号、第一一二〇号、第一二三一号、第一二三三号、第一二三四号、  
第一二三五号、第一二三六号、第一二三七号、第一二三八号、第二三八七号、音樂・舞踊・演劇・映画等の入場税撤廃に関する請願  
第一四九七一号 恩給・年金の非課税等に関する請願  
第五三三一号 国民金融公庫が行なう戦傷病者の傷病恩給等担保融資額の増額と利子の是正に関する請願  
右の通り審査決定した。よつて報告する。  
昭和四十八年九月二十六日

---

參議院議長 河野 謙三殿 大藏委員長 藤田 正明

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十八年九月二十六日

審査報告書(外務委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第五〇九六号 南北朝鮮統一支持に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十八年九月二十六日

参議院議長 河野 謙三殿

外務委員長 平島 敏夫

審査報告書(物価等対策特別委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第三七号、第三九二八号 物価安定対策の確立に関する請願

第一二四六号 生活物資の安定供給に関する請願

第一五八四号 商品投機の防止に関する請願

第一二七六号 生活関連物資の価格安定に関する請願

第二一〇六八号 建設資材等の高騰防止のための抜本的対策確立等に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十八年九月二十六日  
審査報告書(地方行政委員会第一号)  
物価等対策特別委員長 山下 春江  
参議院議長 河野 謙三殿

、議院の会議に付するを要するもの  
一、内閣に送付するを要するもの  
第三八一號 国と地方との事務の再配分等に関する請願  
第一一五七號、第一一五八一號 地方財政の強化に関する請願  
第一一二六四號 自治体病院に対する財政援助等に関する請願  
第一一二六五五號、第一一三〇九號、第一一四七五號、  
第一一五〇九號、第一一五五五號、第一一五六〇號、  
第一一六四一號、第一一六五九號、第一一七九〇號  
自治体病院の財政援助に関する請願  
第一一二八六號 自治体病院赤字解消のための財政措置に関する請願  
第一一七九三號 自治体病院の財政改善対策拡充強化に関する請願  
第一一七九四號 自治体病院に対する財政措置に関する請願  
第二一四七五號 上水道事業に対する国と財政措置等の改善に関する請願  
第三一七〇九號 土地にかかる固定資産税の軽減に関する請願  
第四一〇二六號 昭和四十九年度以降の奄美群島振興開発に係る特別措置法の制定に関する請願  
第四一〇二七號 地方事務官の地方公務員への身分移管に関する請願  
第四一〇七〇號、第四一一二二號、第四一一三號、  
第四一八〇號、第四六六八號、第四八七三號、  
第五〇四〇號、第五一二〇號、第五五九九號  
聴力言語障害者の運転免許に関する請願









第三八四号 小児慢性疾患対策の強化充実に  
関する請願  
第三九〇号、第三九一号、第四二四号、第四  
二五号 障害者の生活と医療と教育の保障に  
関する請願  
第四一九号 児童福祉施設職員の定数基準改  
定等に関する請願  
第四四二号、第四四三号、第四四四号、第四  
四五号、第四四六号、第四四七号、第四四八  
号、第四四九号、第四五〇号、第四五一号、  
第四五二号、第四五三号、第四五四号、第四  
五五号、第四五六号、第四五七号、第四七五  
号、第四七六号、第四七七号、第四七八号、  
第五〇三号、第五一二号、第五二六号、第五  
二七号、第五六二号、第五六三号、第五八二  
号、第五八三号、第六三七号、第六三八号、  
第六三九号、第六四〇号、第六四一号、第六  
四二号、第六六六号、第六七四号、第六九六  
号、第七四二号 診療放射線技師の養成に關  
する請願  
第五七〇号、第六三二号、第七六三号、第八  
四〇号、第九一七号、第一〇一八号、第一〇  
二七号、第一二三〇号、第二〇五〇号 業務  
上灾害以外によるせき臓損傷者に関する請  
願  
第六一四号、第七六二号、第八四一号、第九  
五六号、第一〇一九号、第一二二九号、第二  
〇五一号 労働者災害補償保険法によるせき  
臓損傷者に関する請願  
第六五九号 日本社会事業大学委託費増額等  
に関する請願  
第六七九号 難病対策に関する請願  
第九一二号、第九一五号、第九二六号、第九一  
七号、第九二八号、第九二九号、第九三〇号、第  
九三一号、第九五二号、第九五三号、第九五  
号、第九六八号、第九六九号、第九七四号、第  
九八三号、第九八四号、第一〇三九号、第一〇  
四〇号、第一〇四一号、第一〇四八号、第一〇  
一号

○四九号、第一〇五〇号、第一〇五一号、第一  
一〇五二号、第一〇五三号、第一〇五四号、第  
一〇五五号、第一〇五六号、第一〇五七号、  
第一〇五八号、第一〇五九号、第一〇六〇号、  
第一〇六一号、第一〇六二号、第一〇六三号、  
第一〇六四号、第一〇六五号、第一〇六六号、  
第一〇六七号、第一〇六八号、第一〇六九号、  
第一〇七〇号、第一〇七一号、第一〇七二号、  
第一〇八九号、第一〇九〇号、第一〇九一号、  
第一一三号、第一一二三号、第一一二四号、  
第一四〇〇号、第一九七六号 進行性筋ジス  
トロフィー等の神経筋疾患を対象とする國  
立研究所設立に関する請願  
第九三七号、第九七八号、第一〇〇三号、第一  
一四五号、第一一四六号、第一一四七号、  
第一一五七号、第一一八一号、第一三七〇号、  
第一一七四号、第一一七五号、第一二三四号、  
第一一二五号、第一二三四号、第一二三五号、  
第一二四七号、第一二六三号、第一二六七号、  
第一二八四号、第一二九一号、第一三三〇号、  
第一三一〇号、第一三六九号、第一三七〇号、  
第一四〇一号、第一四〇二号、第一四三〇号、  
第一四三一号、第一五三九号、第一五七一号、  
第一六四二号 社会保険診療報酬の引上げに  
関する請願  
第一一五八号 公費負担医療の拡充に関する  
請願  
第一二七九号 水道水源費用等の負担軽減に  
関する請願  
第一五一九号 スモン患者の生活援護等に關  
する請願  
第一五七七号 難病対策の改善と国立難病病  
院の設置促進に関する請願

第一五八〇号 公費負担医療拡充に関する請  
願  
第一六七一号、第一二三三号、第二一四四号、  
第一一六〇号、第二三一〇一号、第二四九三号  
深夜労働の禁止に関する請願  
第二〇〇一号、第二〇〇三号、第二〇〇四号、  
第二〇一六号、第二〇一七号、第二〇一八号、  
第二〇一九号、第二〇一〇号、第二〇一一号、  
第二〇二三号、第二〇一三号、第二〇一二四号、  
第二〇二五号、第二〇二六号、第二〇二七号、  
第二〇三九号、第二〇四〇号、第二〇四一号、  
第二〇四二号、第二〇四三号、第二〇四四号、  
第二〇六〇号、第二〇六一号、第二〇六二号、  
第二〇六三号、第二〇六四号、第二〇六五号、  
第二〇六六号、第二〇六七号、第二〇六八号、  
第二〇七七号、第二〇七八号、第二〇八七号、  
第二〇八八号、第二〇八九号、第二〇九〇号、  
第二〇九一号、第二一一八号、第二一一九号、  
第二一二〇号、第二一二一号、第二一二二号、  
第二一二三号、第二一二四号、第二一二五号、  
第二二七七号、第二二七八号、第二二一二号、  
第二三三九号、第二三四〇号、第二三四一號、  
第二三七八号、第二二七九号、第二二二八〇号、  
第二二八一號、第二三〇四号、第二三一〇五号、  
第二三四四号、第二三八一號、第二三三八二号、  
第二三八三号、第二三八四号、第二三三八五号、  
第二三八六号、第二五二〇号、第二五六八号、  
第二六一九号、第二六九二号、第二七六八号、  
第二八六八号 医療事務管理士法の制定に  
関する請願  
第二三〇〇号 看護婦の確保に関する請願  
第二三二二号 公的病院の病床規制撤廃に  
関する請願  
第二四七六号 公衆浴場業振興に関する請願  
第二五九三号、第二五九四号、第二六八九号、  
第二七八七号、第二七八八号、第二七八九号、  
第三三五三号、第三三五四号、第三三五五号、  
第三六四八号、第三六五一号、第三六五六号、  
第三六五七号、第三六五八号、第三七〇〇号、  
第三六七八号、第三六八〇号、第三六八五号、  
第三六一四号、第三六一五号、第三六一六号、  
第三六一七号、第三六一八号、第三六一九号、  
第三六二〇号、第三六三九号、第三六四六号、  
第三六四八号、第三六五一号、第三六五六号、  
第三六五七号、第三六五八号、第三七〇〇号、  
第三六七八号、第三六八〇号、第三六八五号、  
第三七〇四号、第三七〇五号、第三七三〇号、  
第三七四八号、第三七四九号、第三七五六号、  
第三七八四号、第三七八五号、第三八一九号、  
第三八三五号、第三八五五号、第三八五六号、

第三三六二号、第三三六三号、第三三六四号、  
第三四二三号、第三四一四号、第三四一五号、  
第三四一六号 保育所事業振興に関する請願  
第二七八五号、第二八一五号、第二八一六号、  
第二八五一号、第二九三三号、第四九三一号  
視力障害者の生活と権利の保障に関する請  
願  
第二九〇三号 戦後海外引揚者のための福祉  
事業に対する國の助成に関する請願  
第三五三九号、第三五四〇号、第三五四一號、  
第三五四二号、第三五四三号、第三五四四号、  
第三五四五号、第三五四六号、第三五四七号、  
第三五四八号、第三五四九号、第三五五〇号、  
第三五五一号、第三五六七号、第三五六八号、  
第三五六九号、第三五七〇号、第三五七一号、  
第三五七二号、第三五七三号、第三五七四号、  
第三五七五号、第三五七六号、第三五七七号、  
第三五七八号、第三五九九号、第三六〇〇号、  
第三六〇一号、第三六〇二号、第三六〇四号、  
第三六〇五号、第三六〇六号、第三六一〇号、  
第三六一二号、第三六一二号、第三六二三号、  
第三六五七号、第三六五八号、第三六七七号、  
第三六七八号、第三六八〇号、第三六八五号、  
第三六九一号、第三六九二号、第三六九三号、  
第三六九四号、第三六九五号、第三六九六号、  
第三六九七号、第三六九八号、第三六九九号、  
第三七〇一号、第三七〇二号、第三七〇三号、  
第三七〇四号、第三七〇五号、第三七三〇号、  
第三七四八号、第三七四九号、第三七五六号、  
第三七八四号、第三七八五号、第三八一九号、  
第三八三五号、第三八五五号、第三八五六号、



第一七九七号、第一八二六号、第一九〇八号、第一九〇九号、第一九三九号、第一九五〇号、第二〇〇六号、第二〇七二号、第二一一一號、第三一二二号、第三三二一号、第三三四四号	公務員の年金 スライド制の早期実現に関する請願
第一九五五号	退職教職員の恩給・年金の完全 スライド制実施等に関する請願
第二三五一号	第一八四八号、第二八四九号、 第二三五一号、第二九〇二号、第二九一二号、 第二八七二号、第二九三三号、第二九三四号、 第二九一三号、第二九三三号、第二九三四号、 第二九三五号、第二九三六号、第二九五四号、 第二九五七号、第二九五八号、第二九五九号、 第二九九九号、第三〇五八号、第三〇九五号、 第三〇九六号、第三〇九七号、第三一八号、 第三一九八号、第三一二一号、第三三三〇四号、 第三三八七号、第三六七四号、第四〇三三号
第二九九九号	兩眼失明重度戦傷病者に対する恩給等改善 に関する請願
第三〇九六号	傷病恩給の支給額の改定に関する請願
第三〇九七号	恩給・年金の改善並びにスライド制の法制化等に関する請願
第三一九八号	恩給・共済年金受給者の処遇 の改善に関する請願
第三二九三号	北海道開発局の事業所等の統合に関する請願
第三三〇九号	旧満州農産物検査所職員に対する恩給法の適用に関する請願
第三三一一号	元南満州鉄道株式会社社員等 に対する恩給法の適用に関する請願
第三三二九〇号	軍人恩給等の改善に関する請願
第三三三四号	傷病恩給等の不均衡是正に関する請願
第五三三五号	右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和四十八年九月二十六日	内閣委員長 高田 浩運	参議院議長 河野 謙三殿
<b>調査報告書</b>		
国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査(継続事件)		
右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。		
昭和四十七年十二月二十一日		

昭和四十七年十二月二十一日	内閣委員長 高田 浩運	参議院議長 河野 謙三殿
<b>調査報告書</b>		
本委員会は、第七十回国会開会中及び閉会中、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。		
わたくるため、調査を終了するに至らなかつた。		
昭和四十七年十二月二十一日		

昭和四十七年十二月二十一日	法務委員長 阿部 憲一	参議院議長 河野 謙三殿
<b>調査報告書</b>		
本委員会は、本件調査に関して、第七十回国会開会中及び閉会後において、適宜関係資料の収集、検討等を行なつたが、本件調査を終了するに至らなかつた。		
次いで、閉会中においても、資料の収集を行なつたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。		
昭和四十七年十二月二十一日		

昭和四十七年十二月二十一日	文教委員長 永野 鎮雄	参議院議長 河野 謙三殿
<b>調査報告書</b>		
本委員会は、第七十回国会及び同閉会中において、教育、文化及び学術に関する調査に關し、資料を収集する等調査を進めてきたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。		
かつた。		

## 策に關する件

社会保障制度等に關する調査(継続事件)  
右の件について、調査を終わらなかつた。よ  
つて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十七年十二月二十一日

社会労働委員長 矢山 有作  
参議院議長 河野 謙三殿

## 経過の概要

本委員会は、第七十回国会開会中において、左の事項について調査を行ない、特に心身障害児・者対策に關する件については、参考人の出席を求めて意見を聴取し、質疑を行なつた外、同国会開会中及び閉会中において関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかつた。

一、心身障害児・者対策に關する件  
二、水道問題に關する件

## 調査報告書

右の件については、調査を行なつた。よ  
つて経過の概要を添えて報告する。

労働問題に關する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終わらなかつた。よ  
つて経過の概要を添えて報告する。

調査項目  
参考人  
社会労働委員長 矢山 有作  
参議院議長 河野 謙三殿

銳意調査を進めてきたが、調査の内容が広範多岐にわたつてゐるため結論を得るに至らなかつた。

また、閉会後においても、主として資料の収集を行なう等調査を進めたが、本件は、その対象が広範多岐にわたつてゐるため結論を得るに至らなかつた。

した。

右の件については、調査を終わらなかつた。よ  
つて経過の概要を添えて報告する。

農林水産政策に關する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終わらなかつた。よ  
つて経過の概要を添えて報告する。

農林水産委員長 龜井 善彰  
参議院議長 河野 謙三殿

## 経過の概要

本委員会は、第七十回国会開会中は、資料の収集整備につとめた。

また、同閉会後は、衆議院議員の総選挙が行なわれたため、資料の収集を行なつたにとどまり、調査を終了するに至らなかつた。

本委員会は、第七十回国会開会中は、資料の収集整備につとめた。  
また、同閉会後は、衆議院議員の総選挙が行なわれたため、資料の収集を行なつたにとどまり、調査を終了するに至らなかつた。

産業貿易及び経済計画等に關する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終わらなかつた。よ  
つて経過の概要を添えて報告する。

産業貿易及び経済計画等に關する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終わらなかつた。よ  
つて経過の概要を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿  
商工委員長 佐田 一郎

運輸事情等に關する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終わらなかつた。よ  
つて経過の概要を添えて報告する。

運輸委員長 長田 裕一  
参議院議長 河野 謙三殿

## 経過の概要

本委員会は、第七十回国会において、北陸トンネル内における列車火災事故に關する件、日本航空三五一便乗つ取り事件に關する件について、それぞれ関係当局から説明を聴取し、質疑を行なつた。

また、閉会後においても、資料の収集等銳意調査に努めてきたが、本調査はその対象がきわめて広いため、調査を終了するに至らなかつた。

本委員会は、第七十回国会において、北陸トンネル内における列車火災事故に關する件、日本航空三五一便乗つ取り事件に關する件について、それぞれ関係当局から説明を聴取し、質疑を行なつた。

また、閉会後においても、資料の収集等銳意調査に努めてきたが、本調査はその対象がきわめて広いため、調査を終了するに至らなかつた。

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終わらなかつた。よ  
つて経過の概要を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿  
通信委員長 杉山善太郎

建設事業並びに建設諸計画に關する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終わらなかつた。よ  
つて経過の概要を添えて報告する。

建設委員長 沢田 政治  
参議院議長 河野 謙三殿

## 経過の概要

本委員会は、第七十回国会開会中、住宅用木材の需給等に關する件について、政府当局に対し質疑を行なつた。

また、同閉会中においても、引き続き本調査につき関係資料を収集する等銳意調査に努めたが、終了するに至らなかつた。

本委員会は、第七十回国会開会中、住宅用木材の需給等に關する件について、政府当局に対し質疑を行なつた。

また、同閉会中においても、引き続き本調査につき関係資料を収集する等銳意調査に努めたが、終了するに至らなかつた。

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終わらなかつた。よ  
つて経過の概要を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿  
予算委員長 大竹平八郎

予算の執行状況に關する調査(継続事件)  
右の件については、調査を終わらなかつた。よ  
つて経過の概要を添えて報告する。

参議院議長 河野 謙三殿  
予算委員長 大竹平八郎

## 経過の概要

本委員会は、第七十回国会開会中、予算の執行状況に關する調査を行なうこととしていたが、昭和四十七年度補正予算の審査に當つていたため、

また、本件の実情調査のため石狩炭鉱に委員を派遣することを決めたが、その派遣途上天候不良となり派遣中止のやむなきに至つた。

本委員会は、第七十回国会開会中、予算の執行状況に關する調査を行なうこととしていたが、昭和四十七年度補正予算の審査に當つていたため、

また、本件の実情調査のため石狩炭鉱に委員を派遣することを決めたが、その派遣途上天候不良となり派遣中止のやむなきに至つた。

郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する件について、関係当局及び参考人に対し質疑を行なつた。

参議院議長 河野 謙三殿  
予算委員長 大竹平八郎

経過の概要  
本委員会は、第七十回国会開会中において、左の事項について調査を行ない、また同国会開会中及び閉会中において関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため、結論を得るに至らなかつた。

## 調査項目

一、炭鉱災害による一酸化炭素中毒患者の救済対

ていたが、衆議院の解散並びに本件の対象が広範多岐にわたること等のため、調査を終了するに至らなかつた。

**調査報告書**

**国家財政の經理及び国有財産の管理に関する調査(継続事件)**

右の件について、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十七年十二月二十一日 決算委員長 成瀬 輝治

参議院議長 河野 謙三殿

**経過の概要**

本委員会は、第七十回国会開会中及び閉会中、表記の件に関し、資料の収集を行なう等調査を進めてきたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

**災害対策樹立に関する調査(継続事件)**

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十七年十二月二十一日 災害対策特別委員長 松永 忠二

参議院議長 河野 謙三殿

**経過の概要**

本委員会は、第七十回国会開会中、地すべり対策に関する件について、関係政府当局に対し質疑を行なつた。

同閉会後においては、静岡県東伊豆町の有料道路における落石による観光バス転落事故の実情調査のため視察を行なつた。

右のほか、本件に関し、資料の収集を行なう等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかつた。

**調査報告書**

**沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査(継続事件)**

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十七年十二月二十一日 参議院議長 星野 重次

参議院議長 河野 謙三殿

**経過の概要**

本特別委員会は、第七十回国会開会中、会期も短かつたため本件調査に関する資料を収集するにとどまつた。

ついで、閉会中においては、本件調査に関する資料の収集を行なつたが、その対象が広範にわたつているために調査を終了するに至らなかつた。

**調査報告書**

**公害及び環境保全対策樹立に関する調査(継続事件)**

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十七年十二月二十一日 保全特別委員長 大矢 正

参議院議長 河野 謙三殿

**経過の概要**

本委員会は、第七十回国会開会中及び同閉会中、公害及び環境保全対策について鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため結論を得るに至らなかつた。

**調査報告書**

**交通安全対策樹立に関する調査(継続事件)**

右の件については、調査を終わらなかつた。よつて経過の概要を添えて報告する。

昭和四十八年五月十八日 公職選挙法改正に関する特別委員長 小林 国司

参議院議長 河野 謙三殿

**経過の概要**

本委員会は、第七十回国会開会中及び同閉会中に、公害及び環境保全対策について鋭意調査に努めたが、問題が広範多岐にわたるため結論を得るに至らなかつた。

昭和四十八年九月二十六日 参議院会議録追録(その一) 第七十回国会において採択された請願の処理経過

第七十回国会参議院において採択された請願の処理経過  
第七十回国会において、参議院で採択され、内閣に送付を受けた請願は、内閣においてそれぞれの請願の関係省に送付し、関係省からその処理案を内閣に提出し、これを閣議に附して決定することとした。その結果処理案を決定したものは、左記のとおりである。  
右の処理要領を収録すれば、別紙のとおりである。

## 記

## 第七十回国会

内閣受理件数  
一六五件

処理案決定件数  
一六五件

件名	おもな所管省	請願に対する処理要領
両眼失明重度戦傷病者に対する恩給等改善に関する請願(二件)(第 一・一八九号)	(本府)総理府	一、両眼失明者に対する恩給の処遇について は、特別項症の増加恩給受給者全体の均衡を考慮しつつ、現行制度上十分の配慮をしているところである。 二、第二項症以上の傷病恩給受給者に給する特別加給の年額の引上げについては、第七十回国会に提出している恩給法等の一部を改正する法律案により増額措置を講ずることとしている。 三、第二項症以上の傷病恩給を受ける者の妻に給する扶助料の年額を傷病恩給の年額の半額とすることについては、制度の基本に関する問題であり、また、戦没者の遺族に対する待遇との均衡もあるので、慎重な検討を要する問題であると考える。

傷病恩給の増額に関する請願  
(第  
四五号)

昭和三十七年に発病した脳出血およびそれに基づく左半身麻痺を理由として請願者から提出された傷病恩給の改定請求に対し、総理府恩給局長が、当該機能障害は旧軍人在職中の公務に起因したものではないとして棄却の裁定をしたことについては、これを不服としてその後請願者から提出された内閣総理大臣あての審査請求に対し、昭和四十一年三月十四日付で棄却の裁決をしているところであり、この裁決は行政院としての最終の決定であるので、このことについては行政院として再審議するみぢはないものと考える。

軍人恩給等の明年度改善に関する  
同

国家公務員給与の引上げ等に関する  
請願(第二四六号)

同

旧満洲国日系軍人軍属の待遇に関する  
請願(第七二号)

同

日系満洲国軍人について旧日本軍人と同様の取扱いをすることについて、満洲國官吏は文官であると武官であるとを問わず、外國政府職員として同じ条件の下に通算措置を講じているところであり、これを武官についてのみ旧日本軍人と同様の取扱いをすることは、他の満洲國官吏との均衡から困難であると考える。

一、国家公務員の給与を改定することについて  
は、政府は、中立的第三者機関である人事院の専門的な調査研究に基づく人事院勧告をもって、これを尊重し、所要の措置を講ずることを基本的なたとえとしており、昭和四十七年における国家公務員給与の改定についても、同年八月の人事院勧告に基づき、第七十回国会に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出し、その議決を得たところである。  
二、国家公務員等の退職手当を改善することについては、政府は、第七十回国会に勧しよう退職者等に対する退職手当の特例措置等を内容とする国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案を提出し、その議決を得たところである。  
三、退職年金を大幅に改善することについて  
は、他の公的年金制度との均衡を図る必要があり、また、多額の財源を要し組合員の掛金の増加を招くことでもあるので、慎重に検討することといたしたい。  
年金の実質価値の維持については、従来から努力してきたところであるが、いわゆる年金の自動スライド制の導入については、他の公的年金制度との均衡、財源等の問題もあるので、公的年金制度調整連絡会議および関係審議会にもはかり、慎重に検討を進めているところである。

一、七十歳以上の老齢者および七十歳未満の妻

請願(第二七六号)

子に給する恩給扶助料については、第七十  
回国会に提出している恩給法等の一部を改正  
する法律案により、加算年を恩給年額計算の  
基礎在職年に算入する措置を講じて、いるの  
で、この法律案の成立により請願の趣旨は達  
せられるものと考える。

二、六十五歳未満の者に給する加算恩給の加算  
減算率の緩和については、第七十一回国会に  
提出している恩給法等の一部を改正する法律  
案により、六十歳以上の者について現行の加  
算減算率を百五十分の三・五から百五十分の  
二・五に緩和する措置を講じて、いるところで  
ある。これをさらに請願のように措置すること  
とは、軍人恩給全体の今後のあり方にも関連  
する問題であるので、慎重な検討を要するも  
のと考える。

三、実在職年三年以上七年未満の兵に対し、一  
時恩給を給することについては、慎重な検討  
を要するものと考える。

四、福祉年金は、どの年金制度からも給付を受  
けられない者に対して全額国庫負担で支給さ  
れる年金で、他の公的年金を受けて、いる者に  
ついては、併給されないたまえとなつてい  
るが、他の公的年金が低額である者の場合は  
併給が認められている。  
なお、その併給限度は現行年額六万円から  
年額一〇万円に引き上げられる予定である。

日中平和友好条約の締結の促進に  
関する請願(第二二号)

外務省

日中平和友好条約は、日中共同声明第八項に  
あるとおり日中両国間の平和友好関係を強固に  
し、発展させるためのものであるが、その締結  
交渉については、政府としては、共同声明第九  
項にうたつた各種実務協定の締結交渉をもふま  
えて早急に準備を進め、外交経路を通して日中  
双方の準備状況を確認のうえ交渉を開始したい  
と考えている。

一、国税においては、個人企業經營の近代化、

昭和四十八年九月二十六日 参議院会議録追録(その一) 第七十回国会において採択された請願の処理経過  
「個人企業の事業主報酬」創設に関する  
大蔵省

する請願(三十六件)(第四・五・  
六・七・八・九・二五・二六・二  
七・三一・三二・三三・三六・四  
〇・四一・四二・四四・五三・五  
四五・五六・五七・五八・六  
六・六七・七八・七九・八〇・二  
二六・二三三二・二三三三・二七九・  
二八〇・二八一・二八二・二八三  
二八〇・二八一・二八二・二八三  
号)

六・七・八・九・二五・二六・二  
七・三一・三二・三三・三六・四  
〇・四一・四二・四四・五三・五  
四五・五六・五七・五八・六  
六・六七・七八・七九・八〇・二  
二六・二三三二・二三三三・二七九・  
二八〇・二八一・二八二・二八三  
二八〇・二八一・二八二・二八三  
同

バス事業に対する税の減免措置に  
関する請願(第一七号)

同

合理化を推進する見地から、昭和四十八年度  
の税制改正において「みなし法人課税」方式に  
よる事業主報酬制度を創設したところであ  
る。  
(一) 住民税においては、住民税が前年中の  
所得を基準として課するものであるの  
で、昭和四十九年度の税制改正の問題と  
して検討する考えである。

(二) 事業税については、すでに事業主の勤  
労性部分を概算的に控除するという性格  
をもつ事業主控除の制度がとられている  
等の理由から、新たに事業主報酬の制度  
をとり入れることは適当でないと考  
えている。

一、昭和四八年年度の地方税法改正において、  
バス事業者の負担を軽減することによつてい  
わゆる過疎地域における住民の唯一の大量輸  
送機関であるバス路線の運行を維持するた  
め、政府の交付する地方バス路線維持対策国  
庫補助金を受けて昭和五十二年三月三十一日  
までに購入する一般乗合用のバスの取得につ  
いては、自動車取得税を非課税とすることと  
している。

二、自動車重量税については、自動車の走行が  
道路の建設、改良、維持をはじめとして、道  
路混雑、交通安全、交通事故等に関連して社  
会に多くのコストをもたらしていることにな  
んがみ、ひろく自動車の使用者に必要最少限  
度の負担を求めるという趣旨で課税されるも  
のであり、年間走行距離の大きいバス等の營  
業車に対して減免措置を講ずべき理由はな  
い。

租税特別措置法による農地等の一  
括生前贈与特例の期限延長に関する  
請願(第五〇号)

同

租税特別措置法による農地等の一括生前贈与  
特例については、第七十一回国会において成立  
した租税特別措置法の一部を改正する法律(昭  
和四八年法律第十六号)により、その適用期

一九

限を二年延長する措置を講じたところである。

公務員の年金スライド制の早期実現に関する請願(第七〇号)

努力してきたところであるが、いわゆる年金の自動スライド制の導入および現職公務員の給与水準との較差の是正については、他の公的年金制度との均衡、財源等の問題もあるので、公的年金制度調整連絡会議および関係審議会にもはかり、慎重に検討を進めているところである。

音楽・舞踊・演劇・映画等の入場税撤廃等に関する請願(第二二七号)

音楽・舞踊等の入場税については、昭和四十八年度の税制改正において、高額の入場料金の場合を除き、税率を一〇パーセントから五パーセントに引き下げる等税負担の軽減を図つてゐるところである。ただ、入場税そのものを廃止することは、同種のサービスに対する課税である通行税や娯楽施設利用税、料理飲食等消費税との間に著しく均衡を失すことになり、適当でないと考える。

遠距離児童生徒通学費補助金の増額及び適用期間の改善に関する請願(第一八号)

遠距離児童生徒の通学費については、従来から地方交付税で財源措置されているが、政府としては、適正な学校統合の促進を図るために、学校統合によつて統合後数年間は各種の臨時的な経費が増加することを考慮して、地方交付税による通学費の財源措置とは別途に遠距離児童生徒通学費補助金を五年間に限り補助している。今後通学費補助単価については、実績を勘案し

文部省

同

年金の実質価値の維持については、従来から努力してきたところであるが、いわゆる年金の自動スライド制の導入および現職公務員の給与水準との較差の是正については、他の公的年金制度との均衡、財源等の問題もあるので、公的年金制度調整連絡会議および関係審議会にもはかり、慎重に検討を進めているところである。

東北縦貫自動車道青森線における特別史跡毛越寺跡の保護に関する請願(第一九号)

努力してきたところであるが、いわゆる年金の自動スライド制の導入および現職公務員の給与水準との較差の是正については、他の公的年金制度との均衡、財源等の問題もあるので、公的年金制度調整連絡会議および関係審議会にもはかり、慎重に検討を進めているところである。

メディカルエレクトロニクス技術者に対する立法措置等に関する請願(四件)第三〇・三四・七五・一二号)

東北縦貫自動車道青森線における特別史跡毛越寺跡の保護に関する請願(第一九号)

東北縦貫自動車道青森線における特別史跡毛越寺跡の保護に関する請願(第一九号)

身体障害者の社会復帰のため自動車の無料貸与制度実施に関する請願(第四八号)

身体障害者の社会復帰のため自動車の無料貸与制度実施に関する請願(第四八号)

身体障害者が身体障害者の社会復帰に果たす役割の重要性にかんがみ、現在、雇用促進事業団が通勤用自動車購入資金の貸付けを行なつてゐるほか、世帯更生資金貸付制度の中で身体障害者更生資金の貸付けとして、身体障害者の自動車取得費についても貸付けを行なつてゐるところであるが、今後さらに自動車の無料貸与制度を創設することについては、慎重に検討してまいりたい。

厚生省

厚生省

その改善に努力してまいりたい。  
五年間の補助期間の延長は考えていない。

乳幼児・妊娠婦の医療費無料化に関する請願(第四九号)

同

乳幼児、妊娠婦の医療費無料化については、児童の疾病について、現在、未熟児、障害児、小児結核等特別の医療を必要とする疾病および難病に属する疾病を対象に、医療費の公費負担を実施しているところである。また、妊娠婦死亡率等の改善、心身障害児等の発生防止を図るため、昭和四十八年度において、これまでの所得制限をなくして全妊娠、全乳児に対する無料健康診査を実施する予定である。

乳幼児および妊娠婦の医療費全般の公費負担の問題については、医療保障制度全般の問題とも深く関連するので、今後慎重に検討してまいりたい。

理学療法士及び作業療法士の国家試験受験資格における法律改正に関する請願(六件)(第一八五・二八・二三三一・二四一・二七八・三四〇号)

同

理学療法士および作業療法士の養成を大学教育で行なうことは、現行法においても可能である。しかしながら、現実には大学側の受入れ体制が整備されていないので、このような現状において、理学療法士および作業療法士の養成を大学教育のみに限ることは、問題がきわめて大きく、慎重に検討してまいりたい。

戦後海外引揚者のための福祉事業に対する国の助成に関する請願(二十三件)(第一八六・二〇五・二一〇・二一一・二二二一・二二三・二一四・二二四・二二五・二三七・

同

二三八・二三九・二四〇・二四三・二八六・二八七・二八八・二八九・二九〇・三三三一・三三三三・三三四・三三五号)

一、引揚者のみを対象とした全国海外福祉館、地方海外福祉会館、老人ホーム、保養所および学生寮の建設について困難であると考える。

二、慰霊廟の建設および慰霊祭の実施については、さきの大戦における戦没者は、軍人軍属をはじめ原爆や空襲による一般戦災者および終戦前後海外からの引揚げ途上で死没した一般邦人を含めて三〇〇余万の多きにおよんだのであるが、これら戦没同胞に追悼の誠を捧げ平和への思いを年ごとに新たにするため、政府は毎年八月十五日、国家的行事として、全国戦没者追悼式を実施している。

また、海外に残された戦没者遺骨の収集については、政府は、昭和二十八年以降前三十回にわたり海外に遺骨収集団を派遣して実施してきたところであり、今後とも強力にこれを促進したいと考えている。

また、政府は、昭和三十四年に無名戦没者の納骨施設として千鳥ヶ淵戦没者墓苑を建設し、毎年四月厚生省の主催により挙式を実施している。

三、未帰還者の状況については、従来から相手国との外交折衝や赤十字を通じてその調査究

ける帰還手当および帰郷旅費等の支給のほか、引揚者住宅の貸与等の援護が行なわれてきたところである。

重度精神薄弱成人のための保護取  
容施設建設に関する請願 (第二三  
〇号)

同

明に努めているが、今後とも多面的に資  
料を収集し、対外折衝についても一段と努力  
を傾けるとともに帰国を希望する者について  
は、在外公館等を通じてその引揚げの促進を  
図りたいと考えている。

一、重度精神薄弱者のための施設の設置につい  
ては、国は重度の心身障害児・心身障害者の  
ために「国立コロニーのぞみの園」を設置して  
いるところであるが、重度精神薄弱者のため  
の施設は、住民福祉の観点から地方公共団体  
等が設置すべきものであり国がすべてを設置  
する考え方はない。

二、地方自治体が精神薄弱者援護施設を設置す  
る場合の費用の負担については、国はその建  
物の建築等に要する費用の二分の一を負担し  
ているところであり、土地取得費および建築  
費について国が全額補助することは考えてい  
ない。

腎臓病の早期発見と医療の改善に  
関する請願(第二五一号)

同

一、腎疾患の早期発見、早期治療については、  
国民保健上の問題として十分検討してまいり  
たい。

二、腎炎、ネフローゼ等の長期療養者の医療に  
ついては、昭和四十七年十月から、一定程度  
以上の永続する腎臓機能障害を有する者を身  
体障害者と認定し、必要に応じ更生医療の給  
付として人工透析医療を行なうことによ  
り、その社会復帰の促進を図つてあること  
ころである。

なお、腎臓障害者の雇用対策については、  
従来から一般雇用対策の一環として、職業指  
導、職業紹介体制の強化等により対処してき  
たところであるが、現在、腎臓障害者を含む

(所得に応じ一部自己負担がある。)で行なつ  
てあるところであり、腎臓機能障害児童につ  
いても、血液透析を必要とするものに対し、  
育成医療により公費負担を行なつてある。そ  
のほか、慢性腎炎、ネフローゼ児童につい  
ては、その治療に長期間を要し医療費の負担が  
高額となるので、家計負担の軽減を図るた  
め、昭和四十七年度から医療費の公費負担を  
実施しており、昭和四十八年度には、該当者  
全員を公費負担の対象とする予定である。

三、総合腎センターの設立については、専門医

療機関の整備全般のなかで十分検討してま  
りたい。

四、腎臓疾患に関する医療については、昭和四  
十七年度から専門医療関係者の研修を実施し  
ており、今後ともその充実に努めてまいりた  
い。

五、腎疾患患者の社会復帰対策については、腎  
疾患患者のうち腎不全患者等永続する腎臓の  
機能障害により日常生活が著しい制限を受け  
る者を身体障害者と認定し、必要に応じ更生  
医療の給付として人工透析医療を行なうこと  
により、その社会復帰の促進を図つてあること  
ころである。

ハンセン氏病に対する強制隔離政策による損失補償等に関する請願  
(八件) (第一六八・二六九・二七  
〇・二七一・二七二・二七三・二  
号)

戦没者の父母及び戦没者の妻に対する特別給付金継続に関する請願

内部障害者の雇用問題については、関係審議会で審議されており、その結論をまつて、さらにその対策の強化に努めてまいりたい。

戦没者の父母および戦没者の妻に対する特別給付金については、国債の最終償還を終えた戦没者の父母および妻について、これらの遺族のおかれた特別の事情を勘案して特別給付金を増額、継続することとし、父母については三〇万円(五年償還国債)、妻については六〇万円(一〇年償還国債)の特別給付金をそれぞれあらためて支給することとしており、現在、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法および戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の改正法案を第七十五回国会に提出しているところである。

七四・二七五号)

該収容隔離による損失補償は困難である。

二、医師の確保については、待遇の改善、研究費の増額等を図ることによりその確保につとめ、また、看護婦についても増員を図るほか、勤務環境等待遇の改善を行ない定着を図つてまいりたい。

三、職員の定員削減については、政府の方針と

して各省を通じて平均五パー セントの削減を実施しているところであるが、国立病院、国立療養所にあつては、その性格上、一般事務省より低い削減率をもつて実施している。

また、看護婦等必要な職種については、毎年増員を図つてきており医療に支障のないよう十分な配慮を払つているところである。

四、不自由な患者の看護については、昭和三十年以来、不自由度調査に基づいて、それに必要な職員の配置を行なつてきたところであり、今後も患者の実態に即した配置ができるよう努力してまいりたい。

五、老朽化した病棟、治療棟、居住棟の整備については、従来、不自由者棟の整備に重点をおいてきたが、今後、病棟、治療棟その他の施設についても整備を推進したい。

六、らい療養所に入所している患者の給与金については、現在、国民年金の拠出制障害年金一級相当額を支給しているところである。

一、強制隔離政策によつてうけた損失の補償については、国がらいを伝染させるおそれがある患者を国立療養所に収容したことは、法に基づいて適法になされたものであるので、当

国民健康保険改善に関する請願

同

(第二七七号)

ては、制度の基本にかかる重要な問題であるので慎重に対処してまいりたい。

二、国民健康保険組合に対する国庫補助については、現行の二五パーセントの国庫補助に臨時調整補助金を上積みする方式により適切な補助に努めてきたところであり、その国庫補助金のあり方については、制度全般にかかわる問題であるので慎重に検討してまいりたい。

三、国民健康保険組合に対する臨時調整補助金については、昭和四十八年度予算において、諸般の事情を考慮して大幅に増額し、四三億円(昭和四十七年度予算額二五億円)としたが、その配分については、今後とも適正に行なうよう努めてまいりたい。

四、国民健康保険組合に対する事務費負担金については、通例その事務に要する標準的な経費を負担しているところであるが、今後とも人件費等の増加を勘案して適正額の確保に努めてまいりたい。

五、法定給付率の引上げについては、制度の基本上にかかる問題であるので慎重に検討してまいりたい。

なお、医療保険の実効性が確保されるよう高額な医療につきその自己負担分が著しく高額になる場合には、一定限度以上の額について高額療養費として医療費を支給する制度の創設を行なうべく第七十一回国会に改正法案

を提出したところである。

六、被保険者証の全国通用については、国民健康保険団体連合会相互の決済の仕組みの創設および連合会に診療報酬の審査支払事務を委託していない保険者の解消という前提条件の整備を図ることによつて実現してまいりたいが、当面、前提条件の整備を着実に図りつつ、現在約七六パーセントに達している療養取扱機関の全国申出をさらに拡大してゆくようにしてまいりたい。

七、老人医療費支給制度は、現行の国民皆保険制度の下においても、費用の負担能力が十分でない老人にとつては必ずしも適切な医療が確保されていないうらみがあつたので、老人が医療を受けやすくするよう医療保険の自己負担分を公費で肩代わりすることとした。

公費負担分については、地域住民の福祉の向上に直接つながるものであることから、地方公共団体にも相応の負担を求めることとしたものである。

対象年令の引下げについては、昭和四十八年度において、心身の障害のため日常生活を著しく制限されるいわゆるねたきり老人等について六十五歳から対象に取り入れることとしている。

八、公害病患者の医療費は、原因企業がこれを負担するのがたてまえであるが、公害問題の特殊性にかんがみ、現在行政上の救済に関するす

る特別措置法に基づき、社会保険各法に基づく負担以外のいわゆる自己負担分の医療費を支給するとともに、医療手当、介護手当の支給を行なつてゐることである。

これらの給付に要する費用の負担については、行政主体である国および地方公共団体がその費用の一部を負担するとともに産業界全体がその社会的責務の観点から、その費用の二分の一を負担することとしている。

さらに、第六十八回国会において成立をみた大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律附則第三項に規定するところにより、被害者救済の徹底を期するため公害に係る損害賠償を保障する制度の創設について第七十五回国会に法案提出をめどに現在検討を進めているところである。

九、原因が不明であつて、治療方法が未確立である、いわゆる難病のうち、スモン病、ベエチエット病等の特定疾患については、昭和四十八年度において対象疾病を六疾患に拡大するとともに、入院、通院患者を通じ医療費の自己負担額を国と都道府県で負担することとしているが、医療費を全額国が負担することについては、医療保険制度のあり方等との関連において今後十分慎重な検討を要するものと考える。

十、国民健康保険は、日本国民を対象とした制度であるが、次に該当する外国人については

適用することとなつてゐる。

(一) 日本国との条約により、日本の国籍を有する者に対して、国民健康保険に相当する制度を定める法令の適用につき、内国民待遇を与えることを定めている国の国籍を有する者。

(二) 在日韓国人で永住許可を受けている者。さらに、これら以外の外国人についても、各市町村の条例で定めたときは適用が認められる。

十一、国民健康保険組合については、当面、現行どおりとする考え方である。

### 農林省

昭和四十七年九月台風二十号による岩手県の災害対策に関する請願  
(第一〇号)

#### 一、農林関係について

(一) 昭和四十七年九月の台風第二十号については、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法等を適用するための政令(昭和四十七年十月十九日公布施行)において、当該災害を天災として指定し、被害農林漁業者等に対し、低利の経営資金の貸付けが行なわれるよう措置した。

(二) 台風第二十号による農地農業用施設の被害については、昭和四十七年十一月中旬までに災害査定を完了しており、これに伴う予算措置については、県の要望を勘案し、所要の助成措置を講ずることとしている。

二、土木関係について

## 台風第二十号による建設省所管の公共土木

施設の被害については、昭和四十七年十一月上旬までに災害査定を完了し、早期復旧を図ることとしているが、特に被害の大きな箇所については、災害関連事業による抜本的な改良復旧を行なうこととしている。

## 三、財政関係について

被災地方団体に対する財政措置は、従来から地方債、特別交付税を通じ所要の措置を講じてきたところであるが、今後も地方債、特別交付税の重点的配分を行なうことにより対処していく考え方である。

リンゴの病害対策に関する請願  
(第一二号)  
同

一、本州におけるリンゴの黒星病については、昭和四十三年に発生が確認されて以来、その撲滅を図るため緊急に防除措置を講じ成果をあげつつあつたが、昭和四十七年にその発生地域が急激に拡大したので、本病のまん延とその被害を防止するため防除薬剤費の補助を行なつたところである。

二、リンゴ等果樹の改植、育成に必要な資金については、農林漁業金融公庫からの果樹園經營改善資金等各種の長期低利融資のみちが開

かれている。

また、これらの資金を借り入れた農業者が償還困難な状態になつた場合には、必要に応じ、償還延期等の措置が講じられることとなつてゐる。

## 三、リンゴ黒星病などリンゴ病害に対する防除

農業については、現在有効なものが多數開発され実用化されており、また、予防体制についても、都道府県に助成措置を講じ病害虫発生予察事業および病害虫防除組織整備事業を行ない防除技術の向上等防除体制の強化を図つてゐるところである。

今後とも、これらの充実によりリンゴ病害のより適正な防除が行なわれるよう体制の整備を図つてまいりことしたい。

畜産政策の確立に関する請願(第二二号)  
同

近年における国民生活水準の向上に伴つて、食糧需要は高度化、多様化の傾向を強めつつ拡大しているが、なかでも畜産物に対する需要の増大には顕著なものがあり、畜産は、今後ともわが国農業の基幹的部門としてその発展が期待されている。

このため、政府としても、従来から畜産物に

関し生産、流通、價格等の各般にわたる施策を講じてきたところであるが、昭和四十八年度においても、生産性の高い近代的な畜産經營の育成のために、高能率生産団地の育成、飼料基盤の整備、流通合理化の促進、畜産物價格の安定等各般にわたる施策を講ずることとしている。

岩手県における畜産については、広大な土地資源の開発を背景に、漸次多額飼養が進展しており、政府においても、草地開発事業の実施による飼料基盤の整備、肉用牛生産団地育成事業等の推進により、主産地の形成と生産性の高い畜産經營の育成を図るとともに、北上北岩手地区については調査を実施しているところであり、今後とも地元の熱意の高まりに応えつつ畜産振興のための諸施策を積極的に推進してまいりたい。

山野資源の保全培養に関する請願  
(第一四四号)  
同

山野の荒廃を防止しその資源を保全するため、保安林の整備拡充、治山事業の計画的推進、造林の推進、緑化の推進その他各種施策の積極的な推進を図ることとしているほか、民有林における開発行為についての許可制の導入等を含む森林法及び森林組合合併助成法の一部を

改正する法律案を第七十一回国会に提出したところである。

農村総合整備法(仮称)制定に関する請願(第六四四号)  
土地改良事業長期計画の早期策定に関する請願(第一五五号)

新土地改良長期計画については、昭和四十八年五月一日閣議決定した。

農村総合整備法(仮称)制定に関する請願(第六四四号)  
同

都市に比べて立ち遅れのみられる農村環境の整備を促進するため、農村地域における農業生産基盤と一体的に整備すべき農村環境基盤および施設とを総合的計画的に整備するための事業として、昭和四十八年度から農村総合整備モデル事業を発足させることとしている。

なお、農村の総合的な整備開発のための新たな立法措置については、今後さらに慎重に検討すべきものと考えている。

林業振興に関する請願(第一四六号)  
同

「林業の振興に関する決議」に関しては、すでに造林事業の拡充、林道整備の促進、自然保護に配慮した森林施業の推進、国有林野内治山事業に対する一般会計負担の拡充、森林資源に関する基本計画等の改定等の諸措置を講じてきたところであるが、その他の事項については、最近における森林・林業をめぐる諸情勢の変化等

## 官 報 (号 外)

高速自動車道の交通管理に関する  
請願(第二〇号)

建設省

一、高速自動車国道における救急業務について  
は、交通安全基本計画において「日本道路公  
團が道路交通管理業務と一元的に自主救急と  
して処理するとともに、救急業務実施市町村  
と同公團との連携を強行する」ものとされ  
てるので、この趣旨にそつて、日本道路公  
團の自主救急を推進するとともに、関係市町  
村を指導していく考え方である。

また、高速自動車国道における救急業務実  
施市町村に対しては、従来特別交付税による  
措置、日本道路公團による救急車の提供措置  
を講じてきたところであるが、今後ともこれ  
ら市町村の負担の軽減を図るため、以上の措  
置を含め適切な措置について検討を行ない、  
高速自動車国道における救急業務の円滑な実  
施が図られるよう努力する考え方である。

二、高速自動車国道における交通管理業務につ  
いての日本道路公團と警察との間における責  
任区分は、道路法、道路交通法、警察法等の  
法令によつて明確に規定されているところで  
も十分考慮したうえで、さらに検討を進めてま  
いることとしたい。

ある。

また、高速自動車国道の広域管理体制を確  
保するため、日本道路公團においては、通信  
指令室を設置して広域通信体制の確立を図る  
とともに、交通管理分駐所を設置してパト  
ロールを実施しているほか、警察において  
は、関係都道府県に高速道路交通警察隊を設  
置して高速自動車国道における交通警察活動  
を行なわせるとともに、その広域性、統一性  
を確保するため各管区警察局に高速道路管理  
官を設置している。

なお、高速自動車国道において警察が交通  
管理業務を行なうために要する経費について  
は、警察法および同法施行令の定めるところ  
により、警察車両、通信等に要する費用はす  
べて国庫が支弁するほか、高速自動車国道に  
かかる道路交通法に規定する犯罪等の捜査に  
要する費用も国庫が支弁しているところであ  
り、高速自動車国道の特殊性からくる財政負  
担の適正化を図っている。

公共事業等の適期施行に関する請  
願(第二一号)

公共事業の適期施行については、公共事業費  
のほとんどすべてを繰越明許費とすること、國

庫債務負担行為を活用すること等により、從来から配慮しているところであり、特に積雪寒冷地帯における公共事業については、以上のほか、補助金交付決定の時期を早めるなど予算執行手続きを迅速化して、円滑な事業執行が阻害されないよう特別な配慮を払つてきた。

その結果、全体としてみれば、積雪寒冷地帯の公共事業の執行については、特に繰越額が多額にのぼるとか、契約支出の状況が遅延しているといった問題はみられない状況にあるが、今後とも、繰越明許費、国庫債務負担行為の活用や予算執行手続きの迅速化に努めてまいる所存である。

なお、会計制度の改革については、国庫の運営、民間の経済活動、予算編成、教育年度等に与える影響がきわめて大きく、また、いろいろな制度、慣習がそのまま立つていてので、十分慎重に検討を加えていく必要があると考えている。

河川法の抜本改正に関する請願  
(第一四四号)

同

庭石等に使用するために河川区域内の転石を採取しようとする者は、河川法第二十五条の許可を受けることを要するほか、採取量、採取方

法等からみて河川区域内の土地の形状を変更する行為である場合には、同法第二十七条の許可をも受けなければならず、その行為が河川管理上著しい支障をきたすものと認められる場合には、その許可をしてはならないものとされてい

る。  
最近における庭石需要の増大に伴い、これら の許可を受けることなく不法に転石を採取する事例が発生しており、第二十七条違反に該当する場合には、罰則をもつて積極的に取り締まる」ととした。

しかしながら、第二十五条違反を罰する規定

がないため、河川法を改正して、第二十五条違反に対する罰則規定を設けることが請願されていると考えられるが、第二十七条違反に至らなものを行政罰をもつて規制することが法体系からみて可能かどうか等法理論上検討すべき問題があり、なお、慎重に検討したい。

なお、第六十八回国会において、河川法の一部が改正され、一級水系および二級水系の末端河川でも、準用河川の指定が可能となつたので、転石採取の行なわれている溪流河川も積極的に準用河川に指定することにより、その取締

自治体病院の財政健全化に関する  
自治省

請願(第一六号)

まりを図つてまいりたい。

一、診療報酬については、中央社会保険医療協議会の建議・答申を受けて、その体系の適正化も織り込み改定を行なつてきたが、昭和四十七年一月中医協の建議で「診療報酬は国民の経済力を勘案しつつ、診療報酬の適正化とあわせて賃金・物価の変動に対応させることもに、技術料は医学の進歩に即応して評価すべきである。」とのべられており、これらの問題を含めて現在中医協で銳意審議が行なわれているので、その結論をまつて善処したい。

二、医師の養成数については、国立医科大学(医学部)の新增設により、その増大を図つているところである。また、医師の偏在の是正については、医師の絶対数の増加、処遇の改善などの施策を総合的に講じてゆく必要があると考えている。

三、自治体病院の施設整備については、国として特に推進する必要のあるがん・救急医療等について從来から助成に努めてきたところであるが、今後ともその拡充に努めるほか、病院の施設整備費の財源である特別地方債につ

社会保険業務従事職員の身分移譲  
に関する請願(第五九号)

同

いて融資わくの拡大、許可基準の改善等をつてまいりたい。  
また、一般会計との負担区分に基づく一般会計からの繰入金等について、毎年その財政措置の充実を図つてきたところであるが、今後においても経営の健全化を図り、地域医療の確保と医療水準の向上を図るため、所要の財政措置を講じてまいりたい。

四、自治体病院の赤字については、種々の理由が考えられるが、国としてもこれを解決する方途について慎重に検討してまいりたい。

社会保険関係の地方事務官制度については、第一次行政改革計画(昭和四十三年十月八日閣議決定)において、廃止する方向で検討することとされているところである。この問題については、医療保険制度の改革の方向をも考慮しつつ検討すべき点もあり、その解決には、なお日本を要するものとみられるが、政府においては、行政改革計画の趣旨にそつて、可及的すみやかな解決を図るために今後とも努力してまいりたい。

地方交付税の増額に関する請願  
(第一四五号) 同

地方財政については、従来からその運営に支障を生ずることのないよう適切な措置を講じてきているが、今後とも、財政需要の動向、地方財政の状況等を総合的に勘案し、必要な地方財源の充実を期してまいりたい。

第三十六号中正誤

ペジ 段行 誤 正

九五 一四 合意 合憲

九六 一六 結縛 締結

九〇 一五 クエッション クエスチョン

八八 ゆづね ゆだね

第三十七号中正誤

ペジ 段行 誤 正

一〇七 一二 自民民 自民党

一〇八 一五 バローメーター バロメータ

一〇九 二二 二から四 推め

一〇一 三一 一から九 終わり

一〇二 四一 関機 機関

一〇三 四二 一から九 解解

一〇四 四三 言い いう

一〇五 四四 末 インドネシア

一〇六 四五 全安 インドシナ

一〇七 四六 会议 安全

一〇八 四七 根回り役 安全

一〇九 四八 されさよと 議会

二金 三三 続行 誤 正

二金 三三 続行 誤 正

第三十九号中正誤

ペジ 段行 誤 正

一〇七 四〇 根回り役 正

一〇五 三四 されさよと 根回し役

一〇四 一〇 會議 安全

一〇三 一五 されよと 議会

第四十号中正誤

明治  
三十五年三月三十日  
郵便物認可

昭和四十八年九月二十六日 参議院会議録追録(その一)

定価  
一部五十円  
(配送料共)

発行所

大  
藏  
省  
印  
刷  
東京  
五八二  
四四一  
(大代)  
東京都港区赤坂三丁目二番地  
郵便番号一〇七

# 官報号外

昭和四十八年十月九日

## ○第七十一回 参議院会議録追録(その二)

日本住血吸虫病予防のための溝渠設置に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十八年九月二十二日

参議院議長 河野 謙三殿 鈴木 強

日本住血吸虫病予防のための溝渠設置に関する質問主意書

日本住血吸虫病は、中間宿主である宮入貝によつて媒介される人畜共通の寄生虫病である。

わが国における有病地は、山梨、岡山、広島、福岡、佐賀の各県にわたり、とくに山梨県においては、県下六四市町村中実に二一の市町村において、患者及び寄生虫卵保有者も、まだ相当の数にのぼつてゐるものと推定されている。

本病の予防は、有病地帯における宮入貝の撲滅によつて達成されるものであるから、貝の棲息する溝をコンクリート化することにより、宮入貝の棲息に必要な泥土草をなくして棲息を不可能にすることが根本対策である。

有病地域に対しては、昭和三十二年度以降十ヶ年計画で予防対策をすすめ、昭和三十九年度には溝渠のコンクリート化計画の再検討を行ない、新たに昭和四十年度以降七ヶ年計画により予防対策を推進し、さらに昭和四十三年度及び四十七年度にも従来の計画を拡大、実施事業も四十七年度以降二カ年延長して今日に至つてゐる。

しかしながら、日本住血吸虫病は、まだ絶滅したとはいがたく、寄生虫卵の保有者も山梨県下では多数発見されており、宮入貝の生棲地もなお残つてゐるので、これの撲滅のために生棲地のコンクリート化が引き続き必要である。

以上のような事情に鑑み、本病の予防対策に関し、左記事項について質問する。  
一、昭和四十年以降今日にいたるまでの宮入貝撲滅のため溝渠新設の実施経過はどうであつたか  
二、寄生虫病予防法は昭和四十七年四月に改正され、附則第三項において、政府は、昭和四十八年度の終わるまでの間に、日本住血吸虫の中間宿主である巻貝の生棲調査及びその結果に基づいて昭和四十九年度以降の溝渠新設の基本計画に關して、必要な法的措置を講ずることが義務づけられている。宮入貝の生棲防止のためには、山梨県下では、まだ一・三キロメートル、全国では二三二キロメートルの溝渠の新設が必要といわれている。よつて次の諸点について伺いたい。

1 宮入貝生棲地及び寄生虫卵保有者の調査結果  
2 昭和四十九年度以降の基本計画の策定をさ

参議院議員鈴木強君提出日本住血吸虫病予防のための溝渠設置に関する質問に対する別紙答弁書を送付する。

参議院議長 河野 謙三殿 国務大臣 三木 武夫

参議院議員鈴木強君提出日本住血吸虫病予防のための溝渠設置に関する質問に対する別紙答弁書を送付する。

参議院議長 河野 謙三殿 国務大臣 三木 武夫

昭和四八年十月二日

い息場所は、未コンクリート溝渠内、水田及び河川敷等であつた。

(2) 住民検診については、一八、九三三人を対象として、まず皮内反応検査を行い、その陽性者に対し、COP検査(血清反応)、糞便検査を実施したところ、保卵者数は一四人であつた。

この結果、保卵率は〇・七%であり、関係者が昭和四十三年に調査した結果の保卵率一・三%を下回つてゐる。

右実態調査の結果、保卵者が発見されたことにより、今後も、地域によつては、日本住血吸虫病の撲滅対策の必要性が認められるが、昭和四十九年度以降の基本計画の策定については、日本住血吸虫病実態調査委員会の評価の結果を待つて検討してまいりたい。

1 宮入貝生棲地及び寄生虫卵保有者の調査結果  
2 昭和四十九年度以降の基本計画の策定をさ

参議院議長 河野 謙三殿 青島 幸男

議員定数不均衡は正に關する質問主意書  
議員定数不均衡は、選出される代表の機能と会議体の構成がゆがめられることに直接關係し、瞬時も放置できない問題で民主政治の根本に係る問題である。また、參政権の不平等であり、政治不信の原因の一つともなつてゐる。そこで、政府は、議員定数の不均衡をどのように認識し、どのような姿勢でのぞんでいるか。いままでどのように対処してきたか。

参議院東京地方区の選舉無効請求訴訟に對し、「無効請求を棄却する」判決を下した。しかし、

その判決理由のなかで

1 「憲法第十四条第一項によつて保証された法の下の平等に反し、違憲無効たるを免れないものと解すべきである」といつては、

これに対する政府の見解を伺いたい。

2 「国会において近い将来、現情勢に即応して不均衡を除去するため、何らかの改定が行なわれることを期待せざるを得ないのである」といつては、政府は国会に公職選挙法の改正案を提出する意思がありやなしや。

また、次期参議院選挙までに不均衡を是正すべきであると考へるが如何。

三、右判決のように違憲の疑いのあるもの、あるいは、長沼ナイキ基地裁判のように、違憲と判決のあつたものに対し、今後政府はどうのように対処していくのか。

四、公職選挙法の本文には定数に関する基本的な規定がなく、別表にまかされている。衆参両院議員の総定数及び定数配分の基準、不均衡を生じた場合の偏差の限界と、是正のための基準と方法、是正のための第三者機関の設置などを、本文に明記すべきとの意見があるが、これに対しての政府の見解を伺いたい。

右質問する。

昭和四十八年十月二日

内閣総理大臣臨時代理  
参議院議長 河野 謙三殿 三木 武夫

参議院議員青島幸男君提出議員定数不均衡是正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員青島幸男君提出議員定数不均衡是正について

衆参両院議員の選挙区別定数と人口との間に不均衡があることは承知しており、選挙区別定数の合理化はもとより重要な問題であると考へ

ているが、選挙区別定数をどう改めるかという

問題は、両院議員の総定数、選挙区制等選挙制度全般のあり方との関連なしに結論を出すこと

は困難であると考えている。

政府としては、このような考え方立つて、

これらの問題について数次にわたる選挙制度審議会に審議をお願いしてきたところであり、さきの第七次選挙制度審議会においても選挙制度全般にわたる根本的改善の一環として選挙区別定数をどのように定めるべきかという観点から審議が行われ、その審議の状況について報告を受けている。

このよくな審議会の審議の経緯をふまえながら、世論の動向、政党の意見等を十分に見極めつつ、慎重に対処することとしているところであります。

二、について

1 本件については、原告側の上告により、現在最高裁判所において訴訟が係属中であるので、その最終的な判断が示されるまでは、

政府としての見解を述べることは差し控えたい。

2 一、により了承されたい。

三、について

違憲とし又は違憲の疑いがあるとする第一審の判決があつたとしても、これに対して控訴又は上告がなされ訴訟が係属中である以上は、政府としては、訴訟の最終的な結果を待つて判断すべきものと考える。

四、について

一つの意見であるとは考へるが、選挙制度の基本にかかる問題であるので、衆参両院議員の選挙制度のあり方について全般的な検討をする

際、慎重に検討することいたしたい。

参議院議員青島幸男君提出議員定数不均衡

不動産登記法第百五条についての法務省民事

局長通達に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条により提出する。

昭和四十八年九月二十五日 鈴木 強

参議院議長 河野 謙三殿 事局長通達に関する再質問主意書

不動産登記法第百五条についての法務省民

意書に対する答弁書内閣參質七一第七号は、疑

問の点があるので更に政府の見解を伺いたい。

政府の答弁は抽象的であるため、問題点が明らかにされていないので、左記の具体事例が典型的であるから、これについて答弁されたい。

記

甲区

一番 所有権移転 所有者 A

二番 停止条件付所有権移転仮登記(所有者)  
B (本登記申請を却下された。)

三番 仮差押 債権者 C

四番 仮差押 債権者 D

五番 任意競売申立 申立人 X'

六番 所有権移転仮登記 権利者 B'

七番 所有権移転 所有者 E(仮定)

八番 所有権移転 所有者 F(仮定)

乙区

一番 根抵当権設定 根抵当権者 W

二番 抵当権設定 抵当権者 X

三番 抵当権設定 抵当権者 Y

四番 貸借権設定 権利者 Z

(W、XおよびYの登記はBの登記より先順位である。)

Bは、本件不動産を高額で売却する目的をもつて、Yから抵当権付債権の一部を譲り受け、A

から清算的代物弁済により右不動産を譲り受けたが、これが競売代金では、Xの債権の一部を弁済できるのみであるが、任意売却により清算したと

きには、Yの債権の一部をも弁済できる見込みであるが、C、Dの一般債権を弁済できる見込みは全くなかつた。

BはAと共に、W、X、Y、Zと「本件不動産を任意売却して、抵当権付債権を弁済し、Aのその余の債務は免除する」旨の和解をなした。

また、Bは、本登記をしたときには、C、Dの仮差押の登記を抹消することができるものである。

政府は「本件通達は不動産登記法第百五条の解釈をそのまま示したものである」と答弁しているが、同条の規定は表現を簡略にしているため誤解される不備な点があると考へられる。

Bは所有権を取得したのに、三年半の間、本登記をすることできぬため、本件不動産を売却されると、複雑難解な判例が多数作られて、登記実務において清算できない結果、登記された者全員が利益を受けている現状である。

ともかく、第百五条が昭和三十五年に新設され以来、仮登記による本登記が困難となり、本登記不受理事件および本登記承諾請求訴訟事件が非常に多數発生し、また、同条に関する裁判においては、複雑難解な判例が多数作られて、登記実務および裁判実務はいずれも大混乱を来たしていることが伺われる。

所有権移転仮登記に基づく本登記申請は、直ちに受理され、登記されることが、不動産登記法の第一の原則であり、この原則が取引の安全および所有権の保護のために最も必要であると認められるのに、右本登記のみが本件通達によつて阻害されている。

よつて第百五条は、これを改正する必要があるに思料されるので、登記手続の改善を目指しての具体的な政府の見解を伺いたい。

各登記(以下この三種類の登記を本件登記といふ。)とは、何故に「両立不得の登記」となるのか。その理由を具体的に答弁されたい。

二、Bが本登記をするときには、C、D、X、Zは何故に利害関係人となるのか。具体的に答弁されたい。

登記官が職権抹消をしなければならないと誤解するから利害関係人となるが、本件三登記を抹消するかどうかはBの権利に属するものであると考えるが、どうか。

三、Bの本登記によつて、どのような公示上の混乱を生ずるのか。なんらの混乱も生じないと考えられるので、具体的に答弁されたい。

四、Bは本登記ができるのに、Bは何故に本登記ができないのか。登記官にとつては、どちらの本登記も同じであると考えるが、どうか。

五、Bが本登記をしたときには、「所有名義が二重に併存することになる。」と答弁しているが、Bとの登記名義が二重に併存することになるのか。

六、EおよびFの所有権移転登記があると仮定した場合、Bの本登記によつて「所有権の登記名義人が一人以上存在することになる。」とは、どういうことなのか。

登記には、受付番号があるから「所有名義人が二人以上存在することはあるはずがない。」と考えるが、どうか。

また、「第三者からみて、いざれが真正な所有者か不明になる等公示上の混乱を生ずる。」とはいふが、二人以上存在することはあるはずがない。と考えるが、どうか。

七、Bは本登記申請を却下されたために、C、Dを相手に本登記承諾請求訴訟を提起して、すでに三年六月間も争つているのに、未だ解決することができないでいるが、国民にこのような苦労をさせることができ、「改善である。」と考えているのか、どうか。

八、政府は「現行不動産登記法第百五条が設けられた後は、そのような混乱がなくなつた。」と答弁しているが、登記手続外において本登記承諾請求訴訟が多数発生し、訴訟が混乱した実態に

ついての統計を把握した上で、そのように答弁しているのか。

第一百五条による仮登記の本登記申請に添付された「利害関係人の承諾書又はこれに対抗することを得べき裁判の勝本の件数」につき最近五年間の統計を呈示されたい。

九、差押の効力は相対的であるから、C、D、Xの各登記は職権で抹消すべきものではなく、Bが本登記をした後において、Bが抹消すべきものであると考えるが、どうか。

仮に、本件通達のとおり、Bの本登記のときに職権抹消するのが適法であるならば、仮差押、競売申立の裁判において、Bの本登記を解除条件とする決定をなすのが、相当であると考えるが、どうか。

一〇、Bの本登記は、Xの任意競売申立てに対抗することができないのであるが、この場合には、Bは永久に本登記をすることができないのか。

一一、Xの任意競売申立てから競売終了までには、相当の年月を要するものであるが、Bは競売期間中でも、Xの承諾を受けないで、所有権に基づいて本登記を受ける権利を有するものと考へるが、どうか。

一二、Bは、本件三登記の債権者のAに対する債権をそのままにして、本件不動産を売買又は代物弁済により譲り受けることができると考えるが、どうか。

しかししてBは右譲り受けによる本登記をした後に、C、Dの登記を抹消し、W、X、Yに対する債務を弁済し、Zに対する貸貸借を継続することができる権利を有するものと考へるが、どうか。

一三、答弁一五から一八までについて

世田谷登記官を相手として裁判所で係争中の事件については、昭和四十八年九月十四日控訴人BおよびAが敗訴したので、改めて、政府の答弁を求める。

右質問する。

本件通達は、Bの右権利を否定する違法なものであると考えるが、どうか。

一三、第百五条の改正前においては、Bは、本登記をなした後に本件不動産を担保として、銀行から借金して、C、D、X、Zに対する債務を個別に解決することができたのに、改正後の現

在では、本登記前に一挙に解決しなければならなくなつたのは何故か。

右一挙解決を強要しないためには、どのように法律を改正したらよいと考えるか。

一四、Bは本件不動産の所有権を取得したのに、本登記を却下されたため、三年六月間、取引をすることができないでいるが、それでも、「取引が円滑になつていて」ということができるのか。

Bの本登記を直ちに受理することは、仮差押の各登記は職権で抹消すべきものではなく、Bが本登記をした後において、Bが抹消すべきものであると考えるが、どうか。

仮に、本件通達のとおり、Bの本登記のときに職権抹消するのが適法であるならば、仮差押、競売申立の裁判において、Bの本登記を解除条件とする決定をなすのが、相当であると考えるが、どうか。

一五、内閣審議七一第七号の答弁七について

Bの本登記を甲区七番に移記することができないのであれば、「昭和四年四月一〇日から甲区二番のBが所有者となつた。」と職権で附記登記をすれば、公示上の混乱が解消すると考へるが、どうか。

一六、答弁九、一〇について

仮登記による順位保全の効力は、本登記をしたときに発生するものであるから、登記官がBに対し、仮登記のままで本登記承諾請求の勝訴判決を要求することは無理であると考えるが、どうか。

従つて、Bが直ちに本登記をすることができるように登記手続を改善するには、どのような法改正をしたらよいか。

一七、答弁一五から一八までについて

世田谷登記官を相手として裁判所で係争中の事件については、昭和四十八年九月十四日控訴人BおよびAが敗訴したので、改めて、政府の答弁を求める。

### 三、について

Bの本登記とは両立し得ない登記の登記名義人だからである。

不動産登記法第百五条は、公示上の混乱を防止するため、このような利害関係人の登記を抹消すべきものとしているが、利害関係人の利益が侵害されるのを防止するため、仮登記に基づく本登記の際に、その承諾書又はこれに対抗することができる裁判の勝本の提出が必要であるとしている。従つて、Bとしては、利害関係人に対する本登記の承諾請求という形でその権利を行使すべきである。

### 三、について

Bの本登記がされたとAが所有者であることを前提としてされた登記と、これと両立し得ないBの本登記及びこれを前提とする登記が混在し、公示上の混乱を生ずることとなる。

参議院議員鈴木強君提出不動産登記法第百五条についての法務省民事局長通達に関する再質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木強君提出不動産登記法第百五条についての法務省民事局長通達に関する再質問に對し、別紙答弁書

いこととなるので、Bは利害関係人の承諾書又はこれに対抗することができる裁判の勝本なしに本登記をすることができる。

### 五、について

例えば、Bが本登記をする前に、Bの本登記がされていたとすると、BとBの所有名義が併存することになるという趣旨である。

### 六、について

Eは、Aから所有権移転を受け、Fは更にEから所有権移転を受けているので、登記簿上は、同じくAから所有権の移転を受けたBとFの登記名義が併存する。また、例えば、B、B'がともに本登記をしたとすると、B、B'及びFは、ともにAから所有権の移転を受けたものとして三者の登記名義が併存することとなる。このような状態を放置した場合、これらの者の権利の優劣を登記簿に記載された受付番号のみによつて判断することは不可能であり、不動産に関する権利関係を明確に公示するという登記制度の趣旨に反する。

### 七、について

承諾する義務があるかどうかについて争いがある場合には、最終的には訴訟によつて解決を図ることにならざるを得ない。

### 八、について

登記簿上、不動産に関する権利関係が明確に公示されることになつたので混亂が生じなくなつたという趣旨であつて、訴訟の実態について述べたものではない。

また、利害関係人の承諾書又はこれに対抗することを得べき裁判の勝本等の件数についての統計はとつていい。

不動産登記法第百五条の規定により、本登記の際に登記官が職權で抹消すべきである。なお裁判所がBの本登記を解除条件とする決定することができるかどうかは、裁判所が判断すべきことであるので、答弁を差し控える。

一〇、及び一一、について

Xが二番抵当権者Xと同一であり、Xの任意競売申立ての登記が二番抵当権に基づくものであれば、Xの承諾書の添付を要しないものと考え。この場合には、Bの本登記により、Xの任意競売申立ての登記は、抹消されることにならない。

### 一二、について

Bは売買又は代物弁済により所有権の移転を受けることができる。また、Bが仮登記に基づく本登記とは別個に所有権取得の登記をする場合は別として、C、D及びZの登記を残存せしめたままで仮登記に基づく本登記をすることはできない。

御指摘の通達（昭和三十六年二月七日民事甲第三五五号）は、不動産登記法第百五条の解釈をそのまま示したものである。

### 一三、について

公示上の混亂を防止し、不動産取引の安全を保護するためには、現行の制度が適切であり、法律改正の必要はない。

### 一四、について

利害関係人の登記が抹消されていない場合には、第三者がその不動産について取引きをしてもその地位は極めて不安定なものであり、かえつて取引きの円滑が阻害されるという趣旨である。また、Bの本登記を直ちに受理することが仮差押債権者及び抵当権者の権利の保護になるとは考えない。

### 一五、について

そのような登記をすることは、不動産登記法上認められない。また、公示上の混亂が解消できることは考えられない。

### 一六、について

仮登記のままで本登記承認請求をすることが無理であるとは考えない。また、法律改正の必

### 一七、について

具体的な紛争事件については、裁判所の判断が示されれば、それに従う。

畜産經營危機の緊急対策に関する質問主意書右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十八年九月二十七日

参議院議長 河野 謙三殿 藤原 房雄

畜産經營危機の緊急対策に関する質問主意書

わが国の畜産は、果樹とならんで農基法農政のもとで成長部門と目され、過去いくたびかの危機にさらされながらも、技術の発達や畜産農家の犠牲的な努力にささえられ、ようやく今日の段階まで発展をみせるに至つている。

しかし、本年初頭からの飼料価格の急騰は、近年の労賃、諸物価の値上がり、畜産公害の増大、後継者不足等の諸問題とも相まって、わが国の畜産農家に決定的な打撃を与えてつある。

この現状は、政府が生産、流通、価格等、総合的な観点からの施策をおこたり、なかでも飼料政策に至つては、米国偏重の外国飼料に依存し、わが国の畜産を加工畜産化へ指向させてきたことに起因するものと考える。しかもなお、政府は、いまだに翻訳的な応急策に終始しようとしている。

もしも、このままで放置されるならば、畜産農家はもちろん、牛肉、牛乳、豚肉、鶏卵、ブロイラー等々、国民の食生活に不可欠な食糧の安定確保を損ねばかりか、インフレで悩む国民経済にも重大な影響を及ぼすことは明白である。

この意味から、わが国畜産の総合かつ抜本的な改革は緊要な課題といわねばならない。

よつて、次の諸点について政府の見解を明らかにされたい。

### 一、加工原料乳保証価格ならびに豚肉安定基準価

### 格の引上げについて

政府は、最近の激しい経済変動に対処し、「畜産物の価格安定等に関する法律」及び「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」の規定に基づき、早急に畜産振興審議会を開催し、生産者団体等の要求内容に従い、加工原料乳ならびに豚肉の再生産確保を図るために、加工原料乳保証価格および豚肉安定基準価格の大幅な引上げを実施すべきであると考えるが、政府はいかに対処する積りか伺いたい。

### 二、政府決定の飼料緊急対策の改善について

(1) 政府は、先般、四十八年九月から四十九年三月までの間、畜産農家が購入する配合飼料代の一部として四百十億円の資金を融資する

ことを決定したが、この措置は、今までさまざまの負債に苦しむ畜産農家にとって歓迎されるものとなつてない。これをより実効あるものとするためには、据置期間と償還期間は長期に延長し、金利も国庫で負担すべきであると考えるが、これに対し、政府は改善の用意はないか。

### (2) 四十八年十月以降、配合飼料価格安定基金

は、新たに特別積立基金制度を設け、畜産農家にトン当たり平均三千円の補てんを実施する

こととなつてゐるが、この補てんに必要な資金のうち、同期間ににおいてメーカー及び団体が行なう積立によつてなお不足すると見込まれる二百十一億円に対しては、政府が直接助成方式による方策をとるべきである。

しかも、飼料価格は、今年にはいりトン当たり二万円近い値上がりをみせ、その額は、一千億円を越すことが予定されているが、この現状を認識するならば、前述の二百十一億円では到底、価格安定基金としての効果はあるらしいことは明らかである。

よつて、政府は、配合飼料価格安定基金への助成については、二百十一億円にとどまるこ

助成方式とすべきであると考えるが、どうか。

三、鶏卵、鶏肉、飲用乳の価格引上げについて

(1) 鶏卵については、需給見通しに基づき、生産調整を考慮すると同時に、市場価格の維持と買入れ枠の大幅な拡大を実施し、これによつて生ずる売買差損は、全額国が助成すべきである。また、これらの措置に因連して、鶏卵、鶏肉等の価格についても、「畜産物の価格安定等に関する法律」の体系の中に組み込まれるよう早急に検討すべきであると考えるが、政府の考えはどうか。

(2) 政府は、現在、生産者とメーカーによつて行なわれている飲用原料乳価の自主交渉に対して、大幅な価格引上げが実現されるよう強力な行政指導を実施すべきと考えるが、政府はこれにいかなる方針でのぞむのか伺いたい。

四、飼料の自給体制強化と安定輸入等について

(1) 飼料の自給体制を強化するため、全額国庫補助による大規模な草地開発事業の促進や、裏作、輪作、間作、ならびに集団的栽培方式の育成など、抜本の方策を講ずべきである。そのためにも、政府が予定している飼料作物栽培に対する特別生産奨励金は、より一層強化することが重要と考えるが、政府はいかに考えるか。

(2) 飼料の輸入先は、現在の米国一辺倒の体制を改め、多元化すべきであると考えるが、政府はいかなる方針でこれにのぞむか。

(3) 飼料の輸入に当つては、政府操作飼料の枠を拡大するとともに、不時の事態に対処し得るよう備蓄体制をも強化すべきと考えるが、どうか。

(4) 自給体制の抜本対策とし、また、わが国酪農の抜本的転換対策として広大な潜在適地を有する山地酪農振興の有効性が見込まれる

が、政府はどのように考えるか。

五、車力村の国有地払い下げについて

防衛庁は、先程、青森県西津軽郡車力村におけるミサイル試射場建設計画を断念する旨を発表したが、これに対し、地元車力村では、当該地域を活用し、五十万頭の養豚団地、開畑プラン等にあてるため、強い払い下げの要請を行なつてある。

当該地域は、本来、同村民の入会地であった経緯からしても、早急に同村へ払い下げるべきであると考えるが、政府はいかに対処する方針か、また、払い下げるとすれば、いつ頃を予定しているか。

右質問する。

昭和四十八年十月九日

内閣総理大臣臨時代理

参議院議長 河野 謙三殿

内閣総理大臣 国務大臣 三木 武夫

参議院議員藤原房雄君提出畜産經營危機の緊急対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤原房雄君提出畜産經營危機の緊急対策に関する質問に対する答弁書

一、について

(1) 加工原料乳の保証価格については、去る三月末に保証価格が決定されて以降、賃金その他の諸物価の上昇に加えて最近は配合飼料価格が更に値上げされる等保証価格を引き上げる要因はあるものの、他方乳牛価格の高騰及び子牛価格の上昇がみられる等保証価格を引き下げる要因もかなり認められる実情にある。

現在入手可能なデータをもとにこれらの諸要素をすべて織り込んで考えれば、配合飼料価格の値上がりによつても保証価格の引き上げを必要とするとは断じ難いところである。

が、可及的に最新時点のデータを収集しつつ慎重に検討する所存である。

豚肉の安定基準価格については、九月末における豚肉卸売価格がキログラム当たり四七〇円前後で推移しており、今後においては、同水準をやや上回る水準（キログラム当たり四七〇円ないし五〇〇円）で推移すると見込まれ、畜産振興事業団が「畜産物の価格安定等に関する法律」に基づき豚肉の買入れを行なう際の基準となる安定基準価格（キログラム当たり三八〇円）を大幅に上回つてるので、これらの諸事情を勘案して慎重に検討する必要があると考えている。

二、について

(1) 飼料の購入等の資金は性格的には運転資金であり、運転資金に対する融資は通常ごく短期で実施されている。しかし、今回の配合飼料価格の値上がりの畜産經營に及ぼす影響を緩和するための低利資金の融通措置を講ずるに当たつては、畜産經營の急激な負担増を分散緩和するという考え方のものと償還期限を二年以内としているところである。

なお、貸付利率については、末端金利が四ペーセントとなるよう国及び都道府県が利子負担軽減措置を講ずることとしている。

(2) 昭和四十八年十月以降、配合飼料価格安定基金は、新たに特別積立基金を設け、畜産農家に対して昭和四十八年十月から昭和四十九年三月までトン当たり平均三、〇〇〇円の補てんを行うこととしているが、補てんに必要な特別積立基金の資金のうち補てんの時期までの積立金ではなお不足する額については、国において措置することとし、現在その措置の内容について検討しているところである。

三、について

(1) 鶏卵価格の安定を図るために引き続き鶏卵の生産調整を実施してまいりたい。

また、全国液卵公社の鶏卵の買入れについ

ては、既に飼料価格の値上がりによる生産費の上昇等を考慮して、本年五月に買入れ価格の引き上げが行われるとともに、買入数量についても拡大が図られたところであり、更にその拡大を図ることについては、今後検討すべきものと考えている。

なお、鶏卵については、価格の安定を図るため、鶏卵価格安定基金による補てんや全国液卵公社による買入れ等とあいまつて「畜産物の価格安定等に関する法律」に基づき鶏卵価格の低落時に生産者団体が調整保管した場合保管経費の一部が畜産振興事業団から助成されることとなつていて。

ブロイラーフについて

格付が行われていない等流通条件が未整備であるので、「畜産物の価格安定等に関する法律」の対象とすることは現段階においては問題が多いと考えている。

飲用乳価について

格付が行われていない等流通条件が未整備であるので、「畜産物の価格安定等に関する法律」の対象とすることは現段階においては問題が多いと考えている。

自由に形成されるべきものであり、国民生活審議会消費者保護部会の勧告もあつて、從来行つてきた行政当局による価格指導は昭和四十二年以降行つておらず、基本的には生産・処理・販売の各段階相互の詰合ひのうえで形成されるべきものであると考えている。

しかしながら、酪農の健全な発展と消費者に対する牛乳等の適切な供給を図るため、飲用乳価上げの動きに對してもこれを注意深く見守るとともに、無用の混乱によつて酪農家や消費者が迷惑をこうむることのないように配意してまいり所存である。

四、について

(1) 飼料自給体制の強化については、草地開発事業等を拡充するとともに、稻作から飼料作物への転換の促進をはじめ既耕地における飼料作物の生産利用の促進を図つてあるところであるが、なお一層その充実につき検討してまいりたい。

また、飼料作物に対する生産奨励金については、昭和四十九年度予算編成の段階で検討してまいりたい。

(2) わが国は濃厚飼料の大半を海外に依存しているため、国内の飼料需給は海外諸国の生産輸出動向によつて影響を受けやすくなつてお

り、一国に対する依存率が極めて高いことは、飼料原料を安定的に確保するうえで問題があると考えている。

従つて、今後、輸入先の多元化等輸入飼料原料の安定的確保の方策についても検討してまいりたい。

(3) 政府操作飼料については、飼料需給動向を勘査しつつその需給の安定を図るよう配慮してまいりたい。

(4) 山村、農村等の山林原野等の低位利用地を開発して草地の造成や利用施設の整備を進めることとし、これら地域における酪農の振興を図つてあるところであり、今後ともその充実強化に努めてまいりたい。

## 五、について

防衛庁は、ナイキ及びホーク各ミサイルの射場設施を国内に設置するため、昭和四十六年十二月、青森県西津軽郡車力村内の用地を購入し、現在まで地元との間で調整が続けられているが、いまだに見通しが立たない状況にあり、同所においては、現在、設置計画の再検討をしているところである。

青森県及び車力村から養豚事業その他の地元の産業振興のため前記の用地を同村に払い下げられた旨の要請があるが、この要請については、前述の防衛庁による再検討の結果をまつて対処してまいりたい。

## 官報号外

中南米移住者の援護助成に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十八年九月二十七日

喜屋武真榮

参議院議長 河野 謙三殿

中南米移住者の援護助成に関する質問主意書

中南米移住者は、諸種の悪条件を克服しながら開拓の先駆役を果し、その国の発展に貢献し、もつて国際社会におけるわが国の地位向上、国際協力と友好親善に大きく寄与しており、これら移住者の援護助成については政府の政策上も重視しなければならないと考える。

一、中南米移住者の事業及び生活一般に対する政府の基本的政策を伺いたい。

二、わが国の中南米諸国への移住人口(一、三世を含む)を国別に明らかにされたい。また、出身原別の数はどうなつてあるか。

三、現在、移住者の戸籍事務はどこで行つてあるか。政府の責任において戸籍の整備を行はべきである。

四、海外移住事業団の事業について

1 「事業内容」について伺いたい。

2 融資状況と融資を受けることのできる資格について、各事業ごとに詳しく伺いたい。

3 紡花を中心としているボリビアでは、事業団の融資は主に綿工場の基本設備、機械購入費に充当され、一般綿作者の営農費としているところである。

そこで、事業団の融資資金の増額と対象を拡大し、長期低利で綿作者及びそれ以外の営農者にも営農資金の融資が受けられるようすべきと思うがどうか。

五、教育施設及び研修制度について

1 中・高等学校への日系人の就学率がかなり低い。その原因は何と考えるか。

2 移住地における教育施設の整備はどこの責任でなされているか。ボリビアでは校舎、机、腰掛から教師の確保まで直接移住者たちの手によつて行われている例がある。

政府は直営移住地、集団移住地を問わず施設面については、相手国教育行政の補完的任務にとどまらないで、責任をもつて対処すべきであると思うがどうか。

3 母国を離れても一、三世に対する日本語教育は重要であるにもかかわらず、教師の派遣、教材の支給についての政府の施策は大へん不充分である。もつと強力に助成すべきではないか。

4 移住者のリーダー養成、技術研修のため国費留学の制度を講じ、わが国の大立大学等の機関での研修の道を開くべきであると考える。さらに、現在一部で行われている県費研修生の招聘に対し補助を与えるべきであると思うがどうか。

5 ボリビア移住関係について

ジル、アルゼンチン、ペルーなどと異なつており、特別な援護対策が必要である。

1 サンタ・クルーズの領事事務所を領事館に昇格し、移住者の保護を強化してはどうか。

2 現在進行中の「移住地整備計画」における住宅、学校、学生寮、道路、電気、水道等の実施計画(完成するまでの)を明らかにされた

い。当計画について、現地では大へんスローモーであるとの意見がある。

そこで、当計画の事業予算を増額し、実施期間をもつと短縮できないか。

3 米国ユタ大学などの「灌漑・無灌漑別作物栽培比較」によると、灌漑施設を完備すると綿花はじめ果樹、蔬菜等の収穫が現在の二、三倍に増えることが実証されている。

そこで、灌漑施設等多目的ダムの建設が強く要望されているが、政府の計画に検討されているか。

4 配分地の区画、区分が不明確のためトラブルの生じているところがある。政府は区画と協議し、農業経営に不安のないようにすべきではないか。

5 海外移住者の実態調査について

1 移住者の事業及び生活の実態があまりにも知らされていない。政府は、どの機関でこれらの実態調査を行つてあるか。

2 政府は、中南米移住国に対し早急に調査團を派遣すべきである。その計画があるか。

3 参議院議員喜屋武真榮君提出中南米移住者の援護助成に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

昭和四十八年十月九日

内閣総理大臣 臨時代理 参議院議長 河野 謙三殿

國務大臣 三木 武夫

参議院議員喜屋武真榮君提出中南米移住者の援護助成に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武真榮君提出中南米移住者の援護助成に関する質問に対する答弁書

1 について

政府としては、日本人が自己の発意に基づいて移住することは、国民の海外発展として好ましいので、これを側面的に援助することもに、

これらの人々が相手国において善良なる市民として定着し、相手国の発展に寄与するように指導している。

2 について

日本人及び日系人の数はブラジルが約六十九

万人、ペルーが約五万七千人、アルゼンティンが約二万八千人、ボリヴィアが約一万二千人、メキシコが約一万人と推定され、その他の国は、それぞれ数百ないし数千人である。移住者全体の出身県別統計は作成していない。

なお、戦後渡航費の貸付又は支給を受けて移住した者の出身県別数は別表のとおりである。(別表参照)

三、について  
外国に在る日本人は、その身分事項に変動を生じたとき、戸籍法の定めにより、当該国にある我が公館に届出をすることとなつていて。当該公館では、その届を外務大臣を経由して、本籍地の市町村長に送り、戸籍簿に記載される仕組になつていて。戸籍の整備は、当該届出者がその届出を確實に行うことにより、全うすることができるところと考へられるので、在外公館では種々の手段を講じて、届出の必要性や、届出要領などの周知に努めている。

#### 四、の1について

海外移住事業団は、国内における移住に関する啓発、渡航前講習、渡航費及び支度金の支給、国外における入植地と雇用先のあつせん、営農指導、融資、移住地での道路、学校、診療所等の公共施設の建設等を通して、直接、間接に移住者に援助を行つていて。

現在、事業団は、移住者の早期定着安定のため、移住者に対し、その経営面と生活環境面において援助を行うことを、事業の重点としている。

四、の2について  
海外移住事業団が、移住者に融資した年度別貸付金は、次のとおりであり、年々その融資額は拡大されている。

昭和四十五年度 六億一千万円  
昭和四十六年度 六億四千万円  
昭和四十七年度 七億九千万円

#### 昭和四十八年度 八億五千万円(計画)

農業移住についての融資対象は、安定した経営段階に達していない自営農、又は独立を希望する雇用農及び移住者により構成された協同組合等の農業団体である。

中小企業移住についての融資対象は、受入国の発展に寄与する事業を経営しているか、又は

ただし、事業団は、貸付に当たり、個々の事業内容を審査のうえ、貸付額を決定している。

四、の3について  
海外移住事業団ボリヴィア支部は、綿作に適する移住地の入植者の経済安定のため、綿作を當農計画に取り入れることにし、昭和四十六年度及び四十七年度には、繰綿工場の基本設備と

綿作者の営農を重点に融資した。  
しかしながら、融資の対象は、四、の2のとおりであつて、綿作者は勿論その他の者にも融資することができるもので、今後は、融資資金の増額に出来るだけ努力すると共に、融資対象を拡げ、早期に移住者の生活安定を図りたい。

なお、貸付金利については、移住者受入国の金融制度及び農業政策等も考慮のうえ、定めて

五、の1について  
昭和四十八年三月現在の、海外移住事業団直営移住地及びその他の集団移住地における日本人の就学率は、中等学校約八十七パーセント、高等学校約三十八パーセントであり、中南米諸国十五才から十九才までの中等教育の平均就学率約三十四パーセントに比し、上回つてい

#### 五、の2について

移住者子弟の日本語教育の必要性について  
は、移住者父兄の強い要望もあり、十分これを認めていたが、受入国の法制上の制約や、移住者の現地同化といふ問題を考慮し、あくまで補習教育という姿勢で対処すべきものと考へてゐる。海外移住事業団では、現在、この方針の下に、現地教師指導のための日本人教師三名を、ボリヴィア、巴拉グアイ及びドミニカの三国へ各一名派遣するとともに、教科書、辞典等を支給する等、一連の施策を進めており、今後とも、積極的に検討することとしている。

五、の3について  
移住者子弟の日本語教育の必要性について  
は、移住者父兄の強い要望もあり、十分これを認めているが、受入国の法制上の制約や、移住者の現地同化といふ問題を考慮し、あくまで補習教育という姿勢で対処すべきものと考へてゐる。海外移住事業団では、現在、この方針の下に、現地教師指導のための日本人教師三名を、ボリヴィア、巴拉グアイ及びドミニカの三国へ各一名派遣するとともに、教科書、辞典等を支給する等、一連の施策を進めており、今後とも、積極的に検討することとしている。

#### 六、の2について

ボリヴィアにおける海外移住事業団の移住地整備計画としては、サン・ファン移住地再建対策(昭和三十九年度より昭和四十四年度までの六年計画)、実施内容は道路補修、排水路整備並びに機械烟造成その他)と、オキナワ移住地総合対策(昭和四十四年度より昭和四十九年度までの予定)がある。

サン・ファン移住地再建対策は既に終了し、オキナワ移住地総合対策は現在実施中で、飲料水対策と道路整備に重点をおいている。飲料水確保(井戸の掘さく)については、オキナワ移住地に対する対策は、特別に各戸一基ずつの深井戸(深さ平均七十メートル)百八十三基(米国側がやり残した分)を、昭和四十七年度をもつて、完成した。道路については、総延長百九十三糠の改修及び新設を計画に基づき実施中である。

学校、学生寮(寄宿舎)については、移住地毎に所要数を勘案して建設しており、小学校の整備

#### 五、の2について

移住地の教育は、受入国の教育制度の下に行われるものであり、その施設の整備は、原則として、受入国側が責任を持つべきものであるが、中南米諸国は、一般的に发展途上国が多く、教育面では、まだ十分に整備が行われていない現状にある。

このため、海外移住事業団では、まず、その直営移住地を対象とし、校舎、教員宿舎等の建設、教材教具の支給等、教育施設の整備を進めている。その他の集団移住地については、当該移住地当局と折衝の上、可能な範囲において漸次改善方努力している。

なお、オキナワ移住地の教育施設は、そのほとんどが、琉球政府時代に建設、整備されたものであるが、未だ、必ずしも十分ではないと考えられるので、海外移住事業団では、既に行つてゐる小学校の整備及び寄宿舎の建設等を含め、今後とも、必要に応じ、これが整備、充実に努力することとしている。

#### 六、の1について

在サンタ・クルス領事事務所を領事館へ昇格することは、種々の制約があり、早急な実現は困難であるが、在ボリヴィア大使館員の機動的な活用により、緊急事態に對処すべく、その方針につき、日下銳意検討中である。

#### 六、の2について

ボリヴィアにおける海外移住事業団の移住地整備計画としては、サン・ファン移住地再建対策(昭和三十九年度より昭和四十四年度までの六年計画)、実施内容は道路補修、排水路整備並びに機械烟造成その他)と、オキナワ移住地総合対策(昭和四十四年度より昭和四十九年度までの予定)がある。

サン・ファン移住地再建対策は既に終了し、オキナワ移住地総合対策は現在実施中で、飲料水対策と道路整備に重点をおいている。飲料水確保(井戸の掘さく)については、オキナワ移住地に対する対策は、特別に各戸一基ずつの深井戸(深さ平均七十メートル)百八十三基(米国側がやり残した分)を、昭和四十七年度をもつて、完成した。道路については、総延長百九十三糠の改修及び新設を計画に基づき実施中である。

と、サンタ・クルス市における学生寮の建設が進行中である。

移住地の電化は、逐年一移住地ずつ実施中で、サン・ファン、オキナワとともに近年中には実施する計画である。

また、住宅については、個人の施設であるので、補助等は考えられないが、政策のための融資については、前向きに検討したい。

#### 六、の3について

オキナワ移住地のかんがい施設については、その設置方要望があるが、その規模等調査を要し、また、ボリヴィア国の地域開発計画との関係があるので目下検討中である。

#### 六、の4について

オキナワ第三移住地は、ボリヴィア農地改革院から、一万八千三百二十一ヘクタールの土地を譲渡され、そのうち約五千ヘクタール程度を移住者が利用しているが、残余の土地は、今後の営農拡大、新規移住者や分家者のために保留している。この保留地に対して昭和四十五年九月に、ボリヴィア人農民の侵入が起つた。

#### 七、の1について

海外移住者の実態については外務省が関係省、諸団体あるいは民間専門家等の協力を得て隨時、この種の調査を行つてある。調査結果は必要に応じ、都道府県等へも配布している。これと併行して、海外移住事業団においても、隨時、実務的調査を行つてある。

#### 七、の2について

今後も必要に応じて随時派遣することとしたい。

この土地は、第三移住地農協が所有者であるが、海外移住事業団は農協に代わり、農事裁判所や、県知事に提訴又は抗議を行つてこの侵入の排除に努めた結果、裁判の最終判決があつたところ、侵入者の開墾実績に対する補償問題が残つたので、一千八百ヘクタールの土地割譲を行うという妥協案で、ボリヴィア側を納得せしめている。

別表

出身県別、渡航費貸付または支給移住者数(昭和27~47年度)	
都道府県名	人
北青岩宮秋山福新茨柄群埼千東神山長静富石岐愛三福奈	4,200
道森手城田形島渴城木馬玉葉京川梨野岡山川阜知重井	631
滋京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮鹿沖	814
賀都阪庫良山取根山島口島川媛知岡賀崎本分崎島繩	862
歌兒計	425
	800
	2,555
	369
	584
	302
	1,178
	439
	575
	3,552
	1,317
	402
	797
	867
	227
	282
	481
	593
	485
	397